

90年代国際的デスインフレ期の不況と経済政策選択*

—ドイツ, スイス, 日本の景気低迷・政策対応と政策選択的視角の重要性—

樋 渡 展 洋

概 要

本稿は90年代の日本の財政運営と社会福祉改革の比較分析のための枠組を提示する。政府のマクロ政策決定の国際経済的状况, 政府に利用可能なデスインフレ的制度要因, 政府の不況対応の政策経路により発生する政策課題の3点に焦点を当てた分析枠組とそれに基づく検証の結果, ドイツ, スイス, 日本はデスインフレ的金融財政運営が80年代以来制度化されていたため, 他のOECD諸国のような外因的デスインフレ的政策転換を余儀なくされることはなく, その結果, 財政再建や社会保障改革も, 長期の経済停滞を経た今世紀まで遅延されたことを明らかにする。しかも, ドイツ, スイス, 日本の財政・社会保障政策課題の相違は3国のデスインフレ的制度の違いより導出できるとする。このような分析は民主政市場経済の類型から各国の政策対応を説明する比較政治経済の通説的視角の問題点を照射する。

キーワード

比較政治経済, デスインフレ政策, 金融財政政策, 財政再建, 社会保障改革

1. 問題関心と分析枠組——90年代不況と「調整市場経済」の政策対応の多様性

1. 問題関心——なぜ90年代のドイツ, スイス, 日本

「ミネルバの鼻」よろしく非自由市場経済 = 調整市場経済 (non-liberal market economies,

* 本稿の作成に当たっては小川知佐子, 齋藤哲志, 吉永斉弘, 来島愛子の研究支援と財団法人全国銀行学術振興財団の研究助成をうけた。深く感謝する次第である。

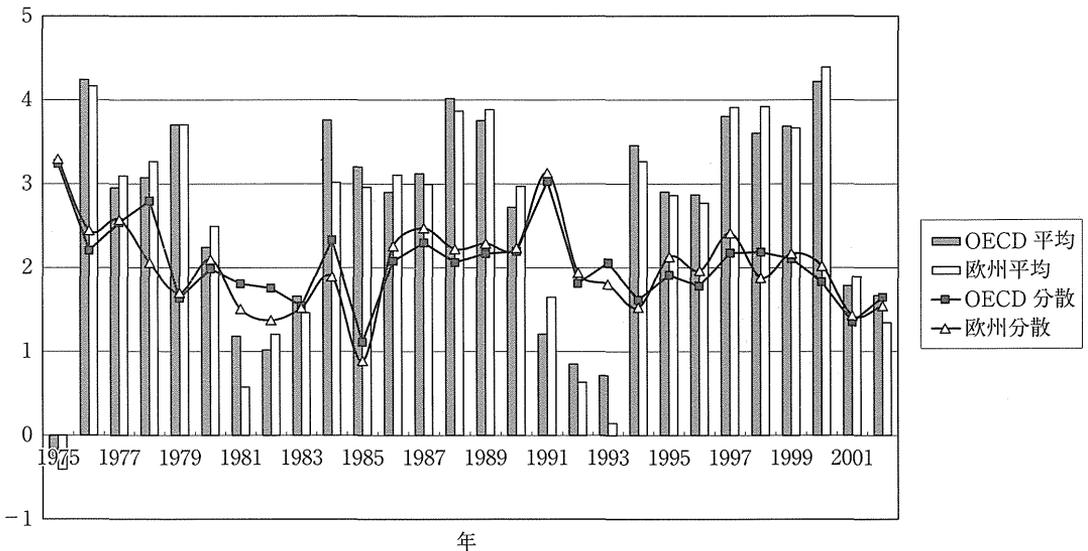
or coordinated market economies) 論が出現した 90 年代は、実は、典型的調整市場経済の黄昏でもあった。表 1 に示されるように、90 年代に先進 20 ヶ国中最低の経済成長率を記録したのは、ドイツ、スイス、日本に他ならない。

表 1 OECD 諸国の成長、インフレ、失業率 (石油危機期と 90 年代)

	1975-84 年平均				1993-02 年平均			
	成長率	インフレ率	失業率	苦境指数	成長率	インフレ率	失業率	苦境指数
ポルトガル	2.28	22.66	7.23	29.89	2.50	3.50	5.62	9.12
スペイン	1.50	16.26	10.95	27.21	2.80	3.35	18.23	21.58
アイルランド	3.51	14.83	9.94	24.77	7.93	2.82	10.25	13.07
イタリア	2.53	16.23	7.88	24.11	1.61	3.12	10.94	14.06
イギリス	1.51	12.63	7.12	19.75	2.84	2.53	7.20	9.73
カナダ	3.10	8.79	8.51	17.30	3.46	1.76	8.74	10.50
デンマーク	2.10	9.67	7.54	17.21	2.47	2.17	5.86	8.03
フランス	2.15	10.68	6.51	17.19	1.97	1.59	10.83	12.42
オーストラリア	2.83	10.29	6.53	16.82	3.93	2.55	7.91	10.46
ベルギー	1.71	7.50	8.61	16.11	2.01	1.82	8.56	10.38
フィンランド	2.72	10.82	5.09	15.91	3.30	1.80	12.55	14.35
ニュージーランド	1.14	13.39	2.47	15.86	3.62	1.94	6.74	8.68
アメリカ	2.78	7.76	7.65	15.41	3.23	2.51	5.22	7.73
スウェーデン	1.63	9.99	1.99	11.98	2.57	1.87	6.47	8.34
オランダ	1.65	5.88	5.81	11.69	2.63	2.35	4.79	7.14
ノルウェー	3.92	9.34	2.21	11.55	3.33	2.19	4.24	6.43
ドイツ	1.90	4.35	4.10	8.45	1.28	1.76	8.19	9.95
オーストリア	2.13	5.60	2.22	7.82	2.00	1.78	5.31	7.09
日本	3.74	5.69	2.21	7.90	1.09	0.18	3.93	4.11
スイス	0.60	3.64	0.47	4.11	1.06	1.13	3.66	4.79

もともと先進諸国における政策制度類型論は、国際的不況を契機に定式化されてきたといっても過言でない。資本主義多様性 (varieties of capitalism) の議論もその例外でない。資本主義多様性論は調整市場経済を自由市場経済の対極概念に据え、社民コーポラティズム論の批判として登場した。そもそも、社民コーポラティズム論は、70 年代後半と 80 年代初頭の二度の石油危機調整期を契機に登場したが、その要諦は低インフレ・低失業率の実現の要件として、包括的労働組合組織とそれを支持基盤とした社会民主党の政権・政策影響力を指摘することで、社民コーポラティズムを自由市場経済と対置させた。これに対抗して調整市場経済概念が出現した背景には、石油危機調整期において、社民コーポラティズムの制度特性をもたないドイツ、スイス、日本などの国々が低インフレ・低失業率を維持し、財政を健全化させ、経常収支黒字を常態化させた事実がある。この点、表 1 のように、75 年から 84 年までの十年間の苦境 (misery) 指標 (インフレ率プラス失業率) を取ると、日本、スイス、ドイツ、オーストリアの苦境指標の方が、社民コーポラティズムの典型とされた北欧諸国 (スウェーデン、ノルウェー、デンマーク、フィンランド) のそれ

図1 先進諸国の成長率（平均と分散）

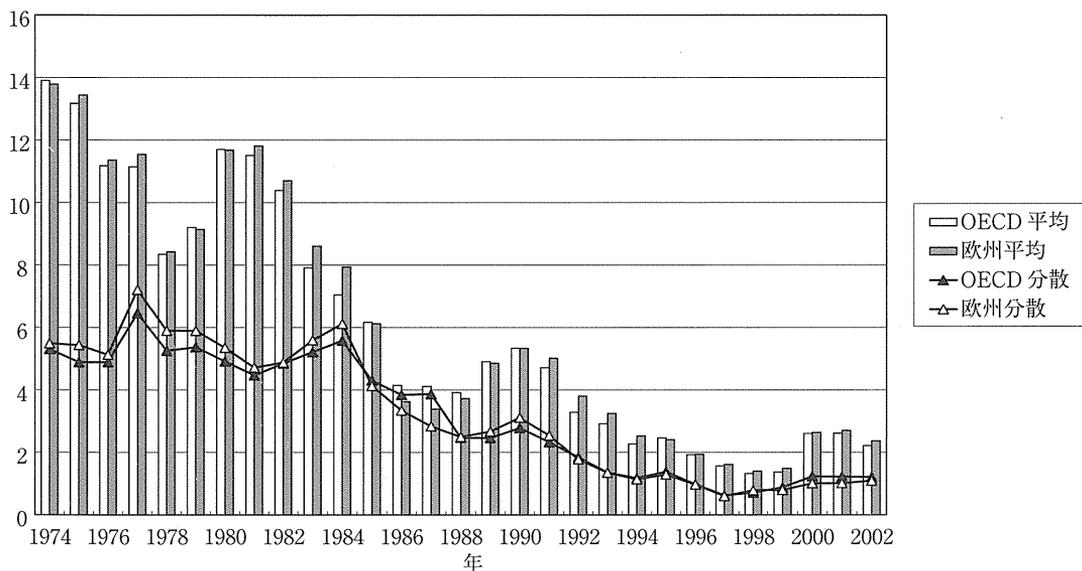


より低いことが分かる。更に、80年代後半に至るとノルウェーを除く北欧諸国のインフレ率は景気過熱を背景に上昇するのである。このような事実認識に基づいて、石油危機調整期に高インフレ・高失業率や財政と貿易の赤字拡大に悩まされた自由市場経済とは対照的に、ドイツや日本、スイスは適応性の優れた独自の非自由市場政治経済を制度化しているという、調整市場経済論が出現するのである。

問題は、経済の国際化の下、90年代初頭の世界的景気後退とその後の先進諸国の適応にあって、社民コーポラティズムや調整市場経済に特徴的と思われた低インフレ率が一般化しただけでなく、調整市場経済とされる国々は、予想外に長期の経済停滞に直面し、しかも多様な経済政策対応を示したことである。実際、図1からも90年代初頭は国際的な景気後退期であることが分かる。各国のデータを見ても、90年代に深刻な不況を経験しなかった主要先進国はなく、唯一の例外ともいえるのは、既に80年代の後半に銀行部門危機を発生させて景気後退していたノルウェーである。

しかも、この90年代初頭の深刻な景気後退は、それに先立つ二度の不況と異なり、原油価格の急騰ではなく、先進諸国（特にヨーロッパ）における80年代後半以来の資産バブルの崩壊を契機とした通貨投機・通貨不安に起因していた。このため、ほとんどの先進諸国は、不況の深刻化にもかかわらず、80年代半ば以降から、経済国際化の進展にあって採用してきたデスインフレ政策を強化・継続した。80年代後半の外資流入に伴う資産バブルは表2から読み取れる。この間の国際資本移動の増大やヨーロッパ通貨統合の進展に伴い先進諸国のインフレ率が低位収斂した点は、図2に示されているOECD各国お

図 2 先進諸国のインフレ率 (平均, 分散)



よびヨーロッパ諸国のインフレ率およびその分散 (標準偏差) の推移から判読できる¹⁾。注意すべきはインフレ率の低位収斂はヨーロッパ通貨同盟 (EMU) 参加国に限定されず、広く先進諸国に見られたことである。この結果、先進諸国中で一貫して低インフレを実現した日本やドイツ、スイスの特徴が、国際市場の圧力で消滅し、一般化した。

更に、多くの先進諸国では、90年代初頭の深刻な景気後退、対外収支不均衡など対

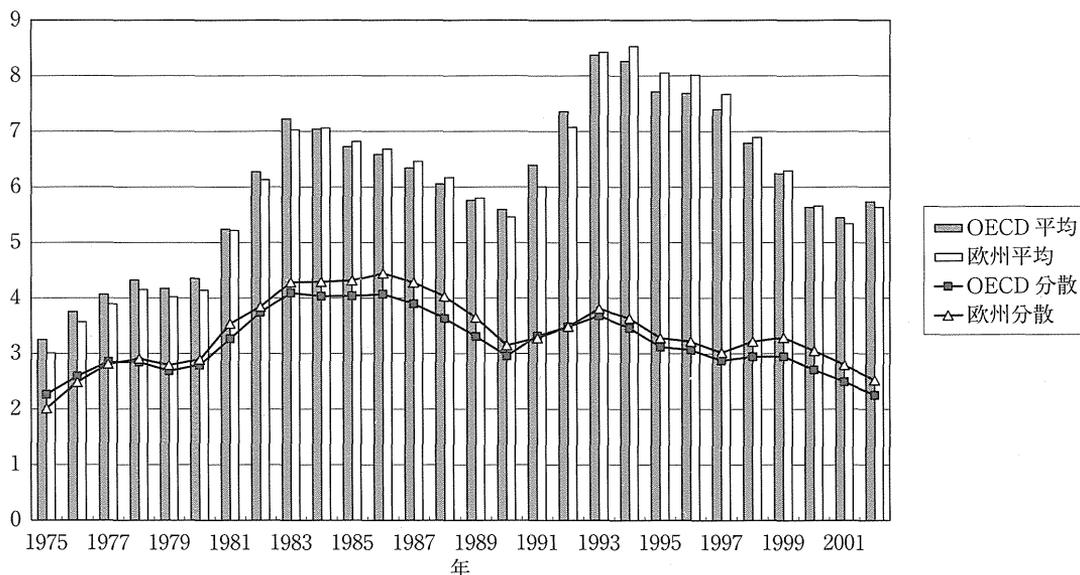
表 2 主要先進国における資産バブル

国	総資産価値			実質株価		実質家屋価値		実質商業不動産価値	
	ピーク年	ピークまでの年数	変化 (%)	ピーク年	ピークまでの5年	ピーク年	ピークまでの5年	ピーク年	ピークまでの5年
オーストラリア	1989	7	53	1987	179.0	1989	26.6	1988	76.4
カナダ	データなし			1989	32.1	1989	60.7	1989	28.2
フィンランド	1988	10	191	1989	134.3	1988	53.1	1989	51.9
フランス	データなし			1989	131.7	1990	23.0	1990	78
ドイツ	データなし			1990	43.5	ピークなし		1991	136.2
イタリア	データなし			1987	130.0	データなし		1990	111
日本	1989	12	167	1989	203.5	1990	75.8	1989	174
ノルウェー	1989	9	73	1990	62.3	1987	44.4	1987	62.3
スペイン	データなし			1989	219.3	データなし		1990	209.3
スウェーデン	1989	9	114	1989	109.9	1990	37.2	1988	150.5
イギリス	1989	8	102	1987	144.3	1988	66.3	1988	65.6
アメリカ	1989	9	37	1989	63.1	1988	15.0	1987	24.5

出所: Higgins & Osler (1997), Corbett (2000).

1) 外資流入による資産バブルにもかかわらず、低インフレ率が持続し、中央銀行の金融政策の引締め政策が遅延した理由として、資産価格の上昇がすぐには物価上昇に結びつかない点が指摘されている。

図3 先進諸国の失業率（平均、分散）

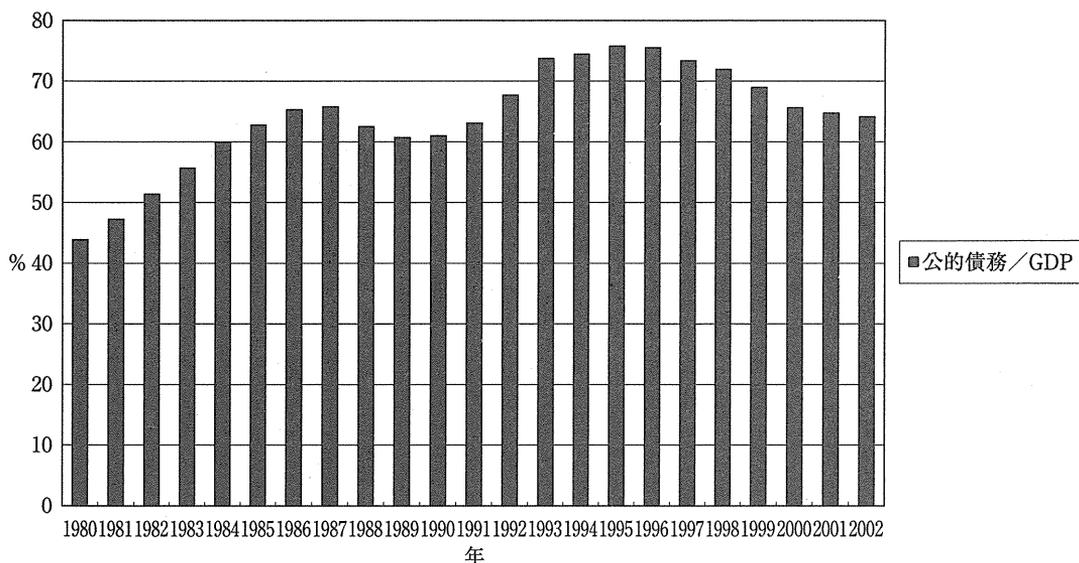


外的経済問題に直面して、デフレーション政策——つまりは緊縮的金融財政政策——への転換またはその強化・継続を余儀なくされ、その結果、速やかな（ただし雇用改善を伴わない）景気回復を実現した。90年代初頭の景気後退の際の緊縮的金融財政政策の成果により先進各国の経済成長率が90年代の半ばには80年代前半の水準に回復した（図1参照）。しかし、その対価として各国の失業率は80年代前半よりは平均して1%以上の高い水準（図3参照）にまで上昇した。換言すれば、90年代の低インフレの下での成長の回復は、相対的に高い失業率の下でなされた。この90年代半ばの景気回復の下での高失業率は、各国政府が財政出動による景気対策よりも財政再建を優先させた結果であることは、図4の累積財政赤字の推移から読み取れる。

このような一般的趨勢の中で、通貨・金融の国際化の進展に直面して、敢えてデフレーション的政策転換を余儀なくされずに済んだのは、石油危機以来、一貫して苦境指数が低い、日本やスイス、ドイツ、オーストリア、オランダなどの国々であったと思われる（後述の図7参照）。この中で、オーストリアとオランダは特に深刻な景気後退に見舞われることなく低インフレ・低失業を維持した。これに対して、長期の経済停滞とそれに伴う失業増加に直面したのはドイツ、スイス、日本である（表1参照）。但し、特筆すべきは、日本とスイスは経済停滞にもかかわらず失業率の上昇が緩慢だったため、先進諸国中で最低水準の苦境指標値を維持したことである。

つまり、ドイツ、スイス、日本は90年の半ば以降も継続的に経済停滞に直面した点で、迅速に景気を回復させた先進諸国の中でも極めて特異な存在となった。しかし、ドイツ、スイス、日本の類似性は長期的経済的停滞からの脱却の模索という政府の政策課

図 4 先進諸国の公的債務残高



題に留まり、その経済政策対応は、一方でドイツ、他方で日本とスイスの間で際立って異なっていた。つまり、ドイツは財政悪化を抑制して、未曾有の失業率に直面したのに対して、日本とスイスは、(それぞれの国にとっては歴史的には未曾有の高失業率を記録したものの)先進国の中では依然として低い失業率を維持し、従って先進諸国中で最低の苦境指標値を維持した反面、急速に財政事情を悪化させた。既述のように、90年代の先進諸国の一般的趨勢が高失業率を代償とした、デシインフレ下の財政健全化であったとすると、ドイツは「普通の国」化したのに対して、日本とスイスはその趨勢に逆行した。

このように、90年代初頭の不況に直面して、デシインフレ政策転換を強要されず、その後も低成長と失業増加という共通の経済政策課題に直面して、ドイツ、スイス、日本の三国が異なった経済政策の優先順位を持ったことは、市場経済の類型や政策制度の類型から政府の経済政策を導出する議論にとっては重大な挑戦となる。特に、ドイツと日本・スイスの間の齟齬は、三国を調整型市場経済と理解している資本主義多様性論に疑問を投げかけ、ひいては資本主義多様性論や先行する社民コーポラティズム論を含めて、先進諸国の政策制度類型論による経済政策説明の有効性に疑問を投げかける。

本稿の目的は、先進諸国の経済政策対応を説明するためには、政策の選択を迫られた政府の視点から、深刻な不況時の政府の経済政策対応を説明する分析枠組を提示して、それにそって、ドイツ、スイス、日本の政策対応を説明することである。強調されるべきは、従来の政治経済分析の主流である政策制度の類型論は、この政府の政策選択の観点を看過し、むしろ政策の経路依存性を強調したことである。

具体的には、政府の選択を分析の中心に据えた場合、政策選択を迫られる政府が直面し

た(a)不況の深刻度、特に国際経済要因の影響、(b)政府にとって制度的利用可能な政策手段、そして(c)政府の経済不況への対応が財政・社会福祉政策制度の変革に着手する可能性、この三点を検討することが重要性であると指摘できる。従来のさまざまな類型論に基づく経済政策の説明では、(b)の政策制度が政府の政策適応を規定する決定的要因と考えられた。そのため、看過されてきたのは、政府が、直面している不況の態様によっては、敢えて緊縮的金融財政政策を選択して、財政再建のため社会福祉政策の「制度的変革」(ピアソン)に着手したり、従来からの景気回復策をそれが景気回復を阻害すると認識されるまで継続したりする理由である。この点で、経済政策を国内市場の組織的特徴から導出する政策制度類型論が過小評価しているのは、政府が深刻な不況に直面して、政策の転換・継続のいずれかを選択し、それに従って政策制度を変革する可能性である。

但し、注意すべきは、本稿で扱うドイツ、スイス、日本の特徴は、90年代初頭の不況の際、外因的通貨危機を契機に経済政策の転換をせず、むしろ、90年代の終りになって初めて内因的政策転換に着手したところにある。つまり、これらの三国は、石油危機調整期以降は一貫して低インフレと対外収支黒字を維持してきたため、90年代初頭の先進国に共通の通貨不安と対外収支悪化を伴う不況に際しても「外圧」による経済政策のデイスインフレ的転換の必要性を免れた反面、90年代の終りになって長期の経済停滞により従来の経済社会政策の維持が財政上困難になりかつ国内経済の活性化を阻害していることが明らかになって初めて政策転換に着手した。

そこで、以下では、まず、本稿の仮説を提示する。ここでは、最初に90年代初頭のような経済の国際化の下での不況に直面して、不況の対外的深刻度によって政府にどのような経済政策の選択経路があったかを明らかにし、ついでに、政府が景気回復のために制度的に利用可能な政策手段を検討する。その際、特にドイツ、スイス、日本のようなデイスインフレ政策を制度化した国に特有の抑制的賃金調整とその報償として雇用・所得保障政策が、労組組織・社民党、経営者・保守諸政党、中央銀行の三者の相互作用の結果として、どのように制度化したかに着目する。このような分析枠組を踏まえて、ドイツ、スイス、日本三国の実証分析を行なう。ここでは、まず、先進諸国比較の中で三国の経済状況と経済政策の特性と、ドイツ、スイス、日本のデイスインフレ制度の違いとを明らかにする。その上で、ドイツ、スイス、日本のデイスインフレ的賃金調整と報償的雇用・所得保障政策が、分析枠組の予想する形で、石油危機調整期に形成され、90年代の不況で挑戦を受けず、90年代末に内因的改革を迫られたことを記述して枠組の検証とする。結論では、簡単に、政府が直面する、経済状況の多様性や政府の政策選択の余地を重視した本稿の分析視角の、従来の政策制度類型論に対する含意をまとめる。

2. 分析枠組——経済政策分岐点の構造とディスインフレ制度の多様性

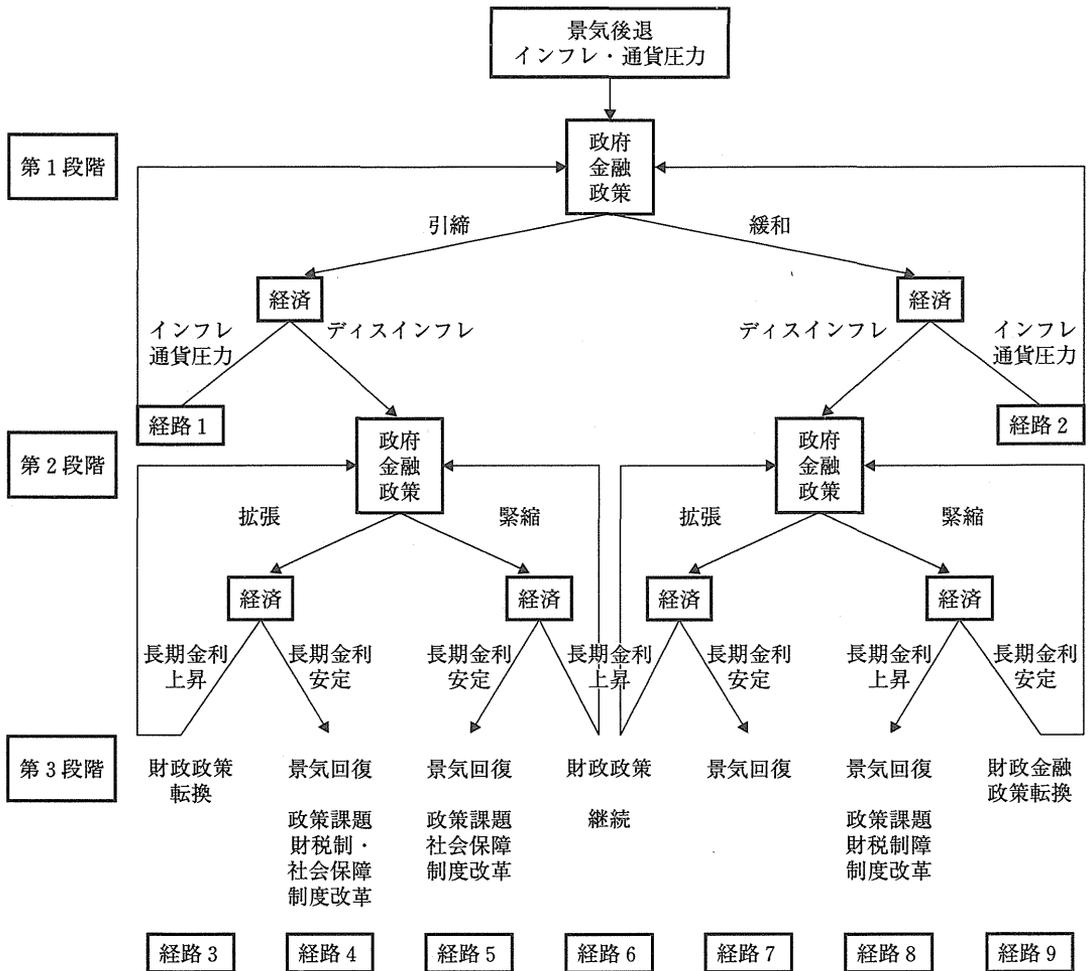
経済政策分岐点の構造 先進諸国の中のドイツ、スイス、日本の同質性と三国の間の異質性を理解するには、政策選択を迫られる政府の視点に立って、政府が直面した (a) 具体的不況の国際的深刻度、(b) 政府にとって制度的利用可能な政策手段、更には (c) 政府の不況への対応が財政・社会福祉政策制度の変革を余儀なくさせる可能性、この三点を検討することが重要であると、本稿の冒頭で指摘した。そこで、ここでは、まず、(a) の不況の態様に関して、(i) 90年代初頭の世界的不況のような経済政策の分岐点において、国際経済状況の違いが政府の政策選択肢をどう規定し、(ii) 政府にとってどのような不況脱却の政策経路があり、更に (iii) 政府が特定の不況脱却経路を選択した場合、どのような財政・社会政策上の課題が発生するか (上記 (c)) を理解する枠組を提示する。次いで、上記 (b) の政府に制度的利用可能な政策手段についての枠組みを、ディスインフレ政策を制度化させた国を念頭に提示する。

経済分岐点における政策選択の構造は、図5に示されている。そこで、図5を簡単に説明すると、図の出発点では、政府は景気加熱への対処としての金融財政政策を引締めたたため、景気後退を向かえている。そこで第1段階で政府は二重の選択に直面する。つまり、一つは景気刺激のため金融政策を緩和すべきか、インフレ抑制のために金融政策引締めを継続すべきかの金融政策の選択であり、もう一つは景気対策として、財政出動を、長期金利の上昇による民間投資の停滞という対価にもかかわらず実施すべきか、投資促進のための健全財政政策を維持すべきかの選択である。実際には、金融政策の方が財政政策よりも機動性が高いので、経済政策分岐点における政府の行動は金融政策の決定で始まる。

ところで、国際的資本移動の増大を背景に、その国の好況が国際資金流入に依存して実現した場合、金融政策の選択肢はより尖鋭化する。即ち、理論的には、開放経済では固定的為替レートを維持しようとしている政府は、金融政策を制約されるが、財政政策では柔軟な対応ができ、反対に、変動為替レートを維持している政府は、柔軟な金融政策が可能だが財政政策は制約されていることになっている²⁾。このような政策のトレード・オフは、景気後退期において固定為替レートを維持しようとする政府は財政出動拡大をでき、変動為替レートを継続する政府は金融緩和を実施できることを示唆する。しかし、通貨投機の研究は、景気後退期においてインフレ抑制のために、固定的為替レートの維持を公約

2) cf. Clark & Hallerberg 2000; Cusack 2001; Bearce 2002.

図5 金融財政政策選択経路



した政府は、赤字財政による財政出動を制約されるとする。なぜなら、財政出動によるインフレ圧力を懸念する国際投資家は、政府が拡張的財政政策を発動すると予想するや、短期資金を引上げるため、その国の政府が通貨政策のコミットメントを遵守することが困難になり、通貨危機の可能性が増大される。同様に、変動為替レートを採用する政府は、インフレ・スパイラルと通貨危機を回避したければ国内の金融緩和を制約されざるを得ない。つまり、国際市場は、不況時に直面した政府が安易な財政金融拡張を指向し、困難なデスインフレ措置を回避しようとしていると察知すると、資本流出による通貨切下げの圧力を発生させ、通貨投機を活発化させ、政府による通貨防衛的金利引上げを余儀なくさせる。この意味で、理論上の政府の選択肢は現実の不況においては制約されている。実際、通貨投機に関する最近の実証研究は、国際収支などの経済的ファンダメンタルズの悪

化だけでなく、政府の政策不作為が通貨投機の一因であると主張する³⁾。

そこで、図5の第1段階では、政府は金融政策を決定する。この決定は、当然政府の為替レートに関する公約により違ってくる。固定的為替レートを公約する政府・中央銀行は、為替レートの安定性を考慮しながら金融政策を発動し、変動為替レートを採用する政府・中央銀行はインフレに注目するだろう。いうまでもなく、特にヨーロッパ諸国で政府が、わざわざ通貨統合に参加したり特定の「錨」通貨との為替レートを維持するのは、デイスインフレ的「錨」通貨（ドイツ・マルク）を管轄したドイツ連銀に、自国の金融政策判断を委ねることによって、国内のデイスインフレ的規律を確立し、それを国際公約とするためである⁴⁾。そこで、もし、政府の当初の金融政策が、国際投資家のインフレ懸念を払拭できない場合は、政府は通貨投機圧力を受け、通貨防衛のための市場介入と金融政策の再検討・修正を余儀なくされるであろう（経路1・2）。その場合、1992年のイギリスのように事実上の為替レート固定化を放棄することもあり得ようが、通貨防衛と緊縮的金融政策を維持する必要がある点には変わりがない。そして、政府は、通貨・金融政策を安定させて初めて、財政政策を考慮できることになる。

通貨・金融政策が安定すると、図5の第2段階に見られるように政府は財政運営を決定しなければならない。ここでの、政府の選択の問題は、一方で、財政出動による景気回復策の場合、安定的な経済成長に必要な民間投資を刺激しないまま、インフレや金利上昇をもたらし、その結果、急激な財政事情を悪化させるおそれがあり、他方で、緊縮財政は、長期的投資や雇用の拡大、経常収支の改善を標榜しても、短期的には景気を一層悪化させ、失業率を上昇させ、場合によっては高失業率下の社会政策費削減をもたらすおそれがあることである。そして、このいずれの場合でも、政府の政権基盤は弱まることだろう。ただ、企業にとって低金利は賃金抑制と同等に投資決定に重要で、法人税税率よりも差し迫った懸念であると考え⁵⁾、政府は、財政出動をした場合、長期金利の上昇や公債残高の増加が民間投資主導の景気回復を阻害していることが明白になるまで（経路6から7）は、財政政策の転換（経路3を経て5または経路9を経て7）を実施しないと思われる。

最後に、図5の第3段階では、景気が回復に向かうにつれて政府が直面する政策課題が示されている。つまり、経路2と6の場合のように、財政出動により景気の回復がな

3) Eichengreen et al. 1995; Eichengreen et al. 1996; Bernhard & Leblang 1999; Kaminski & Reinhart 1999; Leblang & Bernhard, 2000.

4) Oatly 1997; McNamara 1998; Moravcsik 1998; Dyson & Featherstone 1999; Talini 2000; Walsh 2000.

5) この点に関しては、従来の政治経済研究は、理論的には民間投資決定に関して、法人税率の影響を過大評価し、金利水準の影響を過小評価してきた。実際、先行研究は殆ど法人税率を独立変数にしている。Swank 2002 参照。

された場合、経済の安定成長の持続には、財政再建・財政構造改革が政策課題となる。反対に、経路2と3（特に経路3）では、第1段階における金融引締政策が失業問題を深刻化させた可能性が高いため、失業を緩和し、雇用・所得保障のよりどころとなった社会保障制度の改革が重要な政策課題となる。この際、経路3では、政府は財政再建と社会保障制度の改革を連繫させて取り組む可能性が高い。これに対し、経路2では、財政再建は逼迫した争点でないため、社会保障制度改革も、既存の諸施策のコスト削減的調整に重点が置かれる可能性が高い。

ところで、経済国際化の下で、不況脱却が財政・社会保障政策の構造改革を政府に強いるという主張は、一見最新の福祉国家研究の成果と矛盾する。特に最近の新福祉国家政治論（New Politics of the Welfare State）は、経済の国際化による福祉国家・社会保障制度の後退を予想したそれまでの通説を批判し⁶⁾、福祉国家の規模と多様性は経済国際化後も基本的に維持されているとする。ただし、その新しい研究が否定するのは、経済国際化に伴う海外投資増大の結果、多国籍企業の逃避を恐れる政府が、税・社会負担を軽減させるため、福祉国家の規模縮小と多様性喪失がもたらされるという主張に過ぎない。実際、新福祉国家政治論は、社会保障政策に対する予算制約増大の重要性を十分承認している。例えば、ピアソンは⁷⁾、財政的制約の強化、高齢化の進展、福祉制度の成熟化に、社会保障制度が変革を迫られたことを認めている。同様に、アイヴァセン＝レンは⁸⁾、財政的制約強化の結果、政府による所得平準化と公的雇用拡大の両立という福祉国家の従来目的の実現が難しくなったとする。これらの主張は、福祉国家が支出面⁹⁾と収入面¹⁰⁾において既にその成長の限界に達しているという実証的研究と符合する。これらの研究はどれも、財政構造改革が社会保障改革の契機となりうることを否定していない。

実際、最近の財政再建・財政構造改革の研究は、社会保障制度改革が財政再建の一環となっていることを強く示唆する。即ち、財政再建がどのような場合持続性をもち、または経済成長にどのように貢献するかに関する一連の実証研究は、財政再建は、政府が公共投資の削減や増税に依拠せずに、社会保障支出（例えば支出移転と公的雇用）を削減した時に、効果的で持続的、成長促進的であるとする¹¹⁾。しかも、財政再建は、既得権益や有権者の将来期待を損なうものであっても、必ずしもそれを実施した政権の再選可能性を損

6) Garrett 1998b; Huber & Stephens 2001; Iversen & Wren 1998; Pierson 1999; Pierson 2001; Swank 2002, Scharpf 2000.

7) Pierson 1999; Pierson 2001.

8) Iversen & Wren 1998.

9) Huber & Stephens 2001.

10) Swank 2002.

11) Alesina & Perotti 1995; Bartolini et al. 1995; McDermott & Wescott 1996; Alesina & Perotti 1997; Alesina & Ardagna 1998; Alesina et al. 1998.

なうものでないとする。但し、財政再建の研究は、政府が財政再建を決断し、社会保障制度を標的にする条件や理由については沈黙したままである。この点、本稿の分析枠組は、経済国際化の進展のもとでの不況とその時の金融財政政策の発動の形態の重要性を強調する。

ディスインフレ制度の多様性 さて、以上の図5の枠組を、ドイツ、スイス、日本の制度的ディスインフレ国に適應する場合、より一層の限定が可能であり必要である。つまり、本稿は、通貨危機などにより、外因的にディスインフレ的な金融財政政策の採用を余儀なくされた多くのEU諸国と違い、ディスインフレ制度が機能したがゆえに金融財政政策転換や社会保障制度改革を内因化させ、遅らせたと想定できる事例を扱っている。そこで、改めて、ディスインフレ的経済運営の財政・社会保障制度とその基盤となる政治力学を明らかにする分析枠組が必要である。ところで、インフレの最大要因は賃上げであり、インフレ抑制に有効な制度として、労使協調に基づくディスインフレ的賃金決定（賃金調整）の制度化と独立した中央銀行が想定されうことは、最近のコーポラティズムを敷衍した議論の示唆するところである¹²⁾。そして、賃金調整に関しては、その調整主体を強大な労働組合に限定する社民コーポラティズム論はもとより、それを批判として、経営による調整の重要性を強調する調整市場経済論も参考となる。

結論を先取りすると、社民コーポラティズム論と資本主義多様性論を統一的に解釈すると、ディスインフレ的賃金調整が制度化されている場合として、理論的には図6の阿米かけの3つの場合が考えうる。但し、その場合の引照枠となるのは左上の理念型としての自由市場経済の場合で、そこでは賃金決定は基本的に企業レベルで行なわれ、労組組織も分権的で、雇用者と組合による企業横断賃金調整——即ち、産業別または全国的賃金決定——は制度化されていなく、従って、賃金水準も市場主導で決定される。その場合でも、独立した中央銀行が一方的に金融引締めを実施する可能性が高い場合は、そのことが賃上げに対する規律づけ効果（「規律効果」）となると想定されうる。

これに対して、労使協調によるディスインフレ的賃金調整が制度化されている場合、その代償として、賃金調整主体は、報償的な所得・雇用保障政策——特に賃金・給与水準の高い中高年被庸者のための所得・雇用保障政策——の充実・制度化を政府に要求するであろう。この際、賃金調整を主導するのが輸出産業労使であることについては、大きな異論がないものの、¹³⁾賃金調整主体は、労組の組織度と制度化された賃金交渉レベルに従

12) Scharpf 1991; Hall & Franzese 1998.

13) この点が、コーポラティズムの実証研究の最大の発見であろう。具体的には、歴史的分析としては、Swenson 1991; Katzenstein 1983, 1985 更には、最近では、Garrett & Way 1995, 2000.

図6 デフレーション的賃金決定制度と報償的雇用・所得保障政策の類型

		賃金決定機構（労組組織度と労使交渉レベル）		
		労組組織度・低 交渉レベル・企業	労組組織度・中 交渉レベル・産業	労組組織度・高 交渉レベル・全国
賃金調整・ デフレーション フレ制度	無 = 労使対立 (カムフォース・ドライフ ル・モデル) 独立中央銀行効果	市場主導賃金決定 賃金規律効果 財政規律効果 賃金調整と無連関・ 政権党派と関連	労組競争賃金競争 効果なし 財政規律効果 賃金調整と無連関・ 政権党派と関連	(労組調整賃金抑制) (効果不要) (効果不明) 賃金調整と無連関・ 政権党派と関連)
	所得・雇用保障政策	有 = 労使協 調（調整型市場 経済モデル) 独立中央銀行効果 報償的所得・雇用 保障政策	経営主導賃金調整 賃金シグナリング効果 財政規律効果 賃金調整と連関 輸出・国内産業連繋 経営拡大・企業保護の充実	労使妥協賃金調整 賃金シグナリング効果 財政規律効果 賃金調整と連関 輸出・国内産業連繋 市場退出的社会保障利用の充実
			労組主導賃金調整 賃金シグナリング効果 財政規律効果 賃金調整と連関 輸出・国内産業連繋 労働市場政策・公的 雇用拡大の充実	

って、企業別の経営者主導、産業別の労使妥協、全国的で労組主導の3つが考えうる¹⁴⁾。ところで、どのような所得・雇用保障政策が要求されるかは、賃金調整が、経営主導、労使妥協、労働主導によって異なると思われるが、重要なことは、いずれの場合においても(a)政策の発動・制度化のためには輸出産業は国内産業と政治的に連繋する必要がある、しかも(b)中央銀行が一方的にデフレーション的金融政策運営を実行できる場合は、その財政政策上の制約を念頭に入れる必要がある。具体的には、経営主導賃金調整では保守諸政党の政治的優位を媒介に、労使妥協の場合は、保守・社民(社会民主主義)政党の妥協を媒介に、労組主導では社民政党の政権影響力を媒介に、輸出産業と国内産業の妥協を図る形で雇用・所得保障政策制度が形成・展開されるであろう¹⁵⁾。この点、デフレーション的賃金調整が制度化されていない場合は、所得・雇用保障政策の導入・制度化・運営・改革は賃金調整とは連動しないため、政権政党の意向や中央銀行の独立性を反映するも、輸出産業と国内産業の妥協を必要とはしない¹⁶⁾。

そこで、図6に沿って、賃金調整制度が存在する場合の雇用・所得保障政策制度につ

14) この点、経営主導、または労使妥協による賃金調整の可能性を主張したのが資本主義多様性・調整市場経済論で、労組主導の賃金調整を従前から主張してきたのが社民コーポラティズム論である。

15) 即ち、本稿の仮定は、市場での調整の補完的諸制度(institutional complementarities)を政府が政策的に導入するという調整市場経済論の中心的主張を、具体的な賃金調整とその報償政策とに当てはめたものである。

16) この点、従来の研究は、独立した中央銀行は、デフレーション的金融政策の発動が確実なため、それが賃金決定を規律づける、いわばシグナル効果を重視した。それに対して、ここでは、独立した中央銀行の財政規律に着目する。後者の点については Bleaney 1996; Hall & Franzese, 1998; Culierman & Lippi 1999.

いて説明する。まず、図6の左下枠の経営主導の賃金調整の場合、輸出産業では被庸者に対して賃金抑制の代償として企業内で所得・雇用保障の制度化が試みられるであろう。そうした対応を前提に、景気後退期には、企業経営の安定・拡大とそれを前提とした企業による特に中高齢者の雇用調整・再雇用・新規雇用を支援する産業・雇用政策や、国内中小企業の保護や需要創出のための財政税制または公的金融による支援策が、輸出産業と国内産業の連繋のもとで政府に要求され、制度化されるであろう。反面、輸出産業と国内産業の経営は、社会保障負担や税負担の増加を招くおそれのある年金制度や公的職業訓練、公的雇用による余剰（中高年）人員吸収には消極的で、むしろ中高年の市場残留・参加のための施策を要求するであろう。但し、経営主導の賃金調整の場合でも、独立性の高い中央銀行が存在する場合は、赤字財政による中小企業支援策には限界があるため、規制面での企業活動の保護や社会保障制度を利用した余剰（中高年）人員吸収も併存する可能性が高い。

これに対して、逆に労組が賃金調整を主導する場合、即ち、図6の左下枠の場合、景気低迷期においては、労組は輸出産業・国内産業を横断して公的政策——公的職業訓練や公的雇用——による余剰（中高年）人員に対する雇用・所得保障の充実を愛好し、社会保障や税負担の増加に消極的な経営に妥協を強いる形で、公的部門雇用や公的職業訓練（積極的労働市場政策）の充実を制度化させるであろう。つまり、労組は、組合員の引退による労働市場からの退出を嫌い、年金制度による余剰人員吸収よりは、むしろ公的支援による雇用維持を愛好する。

最後に、図6の下段真中枠の労使妥協で賃金調整が主導される場合は、輸出産業労使が賃金抑制の報償として労組の発言権を強めるかたちでの企業・産業内の雇用調整や雇用維持策の導入で妥協しえても、国内産業労使はそのような雇用調整や雇用維持のコストを外部的なことを愛好するであろう。更に、景気後退への対処としては、経営は企業活動活性化による余剰人員吸収を愛好し、負担が増える公的雇用調整策や雇用拡大策の拡大を嫌うが、労組は、組織的発言権が確保されない限りそのような市場拡大策を嫌い、むしろ公的雇用政策の拡大を愛好する。従って、輸出・国内産業および労使妥協の結果、政府の雇用・所得保障政策としては、労使が伴に負担する公的（老齢、障害）年金による余剰人員の吸収と被庸者の市場退出が促進され、制度化される可能性が高い。しかも、独立性の高い中央銀行によって、政府の財政出動が制約されている場合は、より一層、雇用・所得保障政策としての財政出動は、それが民間の企業活動の活性化を目的にするにせよ、被庸者の公的所得・雇用保障を目的にするにせよ制度化されないとと思われる。

以上の賃金調整が制度化されている場合に対して、賃金調整不在＝労使対立の場合が図6上段である。労使対立を前提に、労組組織度と労使交渉レベルのみから賃金決定の

類型化をしたのが、ネオ・コーポラティズムの理論的基礎を提供したカンフォス・ドリイフル・モデルである¹⁷⁾。そこでは、労使対立＝賃金調整が不在であるということは、賃金調整の報償としての雇用・所得保障政策を政府に要求し、その実現のために広範な政策連合を形成する主体もないことを意味する。例えば、既述の右上の典型的自由市場経済の場合、労組は分権化され、賃金交渉は企業を中心になされ、協調的な賃金調整はなされず、景気後退期には、経営者は賃金競争や実質賃金の伸びを抑制できる。従って、そこでは、経営も労組も労働保護規制や失業保険給付をめぐる対立し、そのような政策の導入はもっぱら政権政党の主導権の下でなされ、賃金調整の報償としての雇用・所得保障政策を輸出・国内産業の連繋のもとで制度化するにいたらない。

さらに、カンフォス・ドリイフル・モデルでは、労組の組織力が比較的強く、産業レベルで労使が敵対的な場合、即ち、図6の上段真中枠の場合は、賃金競争によって実質賃金が増加し、インフレが悪化し、不況期には高インフレのもとで失業率上昇を経験しやすいと予測する。特に公的部門労働者が組織化されている場合、この部門は国際価格や国際競争の圧力も受けずに、実質賃金の上昇を確保しようとするため、上記に賃金インフレの可能性が増大するであろう¹⁸⁾。また、そこでも、輸出・国内産業の連繋に基づいた報償的雇用・所得保障政策制度は発達せず、社会的安定と政治的支持拡大のための社会保障制度拡大が政権政党の主導権のものとされるであろう。

ところで、カンフォス・ドリイフル・モデルの問題は、労組の組織力が強く、全国レベルで労使交渉が可能な場合は、中央集権的労組は雇用の外部性（利益低減による失業）を内部化し、組合員の雇用を守るために賃金を抑制すると想定している¹⁹⁾。即ち、カンフォス・ドリイフル・モデルで賃金交渉の集権度と、実質賃金・失業率との間に逆U字型の関係があることが想定されている。確かに、このような、賃金調整なしの賃金抑制が政府の報償的雇用・所得保障政策の支援もなく実現されることは、理論的には可能であるが、実際のコーポラティスト・レジームの典型である北欧諸国で社会民主党の優位のもと、公的部門による報償的雇用・所得保障政策——積極的労働市場政策や公的雇用——が発達していることは周知の通りである²⁰⁾。これは、既に説明した図6の右下枠に該当し、従って、図6の右上枠は、理論的可能性にすぎないと考えられる。

17) もともと、カンフォス・ドリイフル・モデルは労使対立を前提に、労組組織が強大で賃金決定が中央化された場合は抑制的賃金決定が可能であることを示した。その意味では、労使協調を前提にしない賃金調整の議論であるが、労使協調を前提とする調整市場経済論と労使対立を前提とするカンフォス・ドリイフル・モデルとを両立不可能と考える必然性はなく、むしろ違う制度を分析しているとみるべきであろう。 Cf. Calmfors & Driffill 1988.

18) Garrett 1998a, 1998b; Iversen 1996.

19) Calmfors & Driffill 1988; Garrett 1998.

20) Schmidt 1982, 1988; Esping-Andersen 1990.

以上、本稿の分析枠組として、政府が直面する不況の態様——即ち、国際経済状況とそれへの国内経済の反応——が政府の不況脱却の政策経路をどのように規定しうるか明らかにし、政府が特定の不況脱却の政策経路を選択した場合にどのようなディスインフレ的政策手段が制度化され得るかを解説し、その結果、景気の回復がどのような財政・社会政策（特に所得・雇用保障政策）の課題を惹起すると想定できるかを説明した。そこで、次に、ドイツ、スイス、日本がどのような政策経路を選択し、その際、財政・社会政策の制度を活用し、その結果生じた財政・社会政策上の課題にどのように対応しようとしているかを検討する。

II. 事例——ドイツ、スイス、日本

1. 経済政策課題と経済政策対応——先進国のクラスター分析とドイツ、スイス、日本

経済政策課題の多様性 まず、手始めに、各国の経済政策状況——政府にとっての経済政策課題——と経済政策出動を概観し、そこでのドイツ、スイス、日本の位置づけを必要があろう。図 7a・7b は各国政府の経済政策課題のクラスター分析、図 8a・8b は政策出動のクラスター分析の結果を示している。

まず、図 7a では、各国別に、不況、インフレ、失業率の程度を五年毎（1980-84, 85-90, 90-94, 95-99, 00-02 年）平均をクラスター分析している。実際値は付録に掲載されている通りであるが、より詳細に説明すると、不況は各国成長率の平均以下の年の平均からの乖離（平均以上はゼロ）、失業率は平均以上の年の平均からの乖離（平均以下はゼロ）、そしてインフレはその年の先進国の平均からの乖離を採用した。好況、労働市場逼迫期を無視して、不況、高失業のみをデータ化したのは、後者が政府にとっては政策課題が先鋭化する時期だからである。成長率と失業率の基準として各国の時系列平均を利用するのは慣例に従った。インフレ率については、先進国の水準が低位収斂（図 1）しているため、共時的比較を採用した。実際、この基準の採用は、資本の国際的移動は、各国のインフレ格差、即ち実質金利格差に規定され、かつそのような資本移動が経済政策の攪乱要因になることを考えると、妥当であると思われる。

図 7b は図 7a のデータに経常収支の対 GDP 比と通貨投機の有無のデータを加えたものである。経常収支の悪化と通貨投機が政府にとって緊要の政策課題を提供する。（通貨投機の計算は付録参照）

注目すべきは、図 7a でも図 7b でも、ドイツ、オランダ、スイス、日本が一つのグルー

図 7a 先進諸国の経済政策課題（不況、インフレ率、失業率）

***** HIERARCHICAL CLUSTER ANALYSIS *****

Dendrogram using Average Linkage (Between Groups)

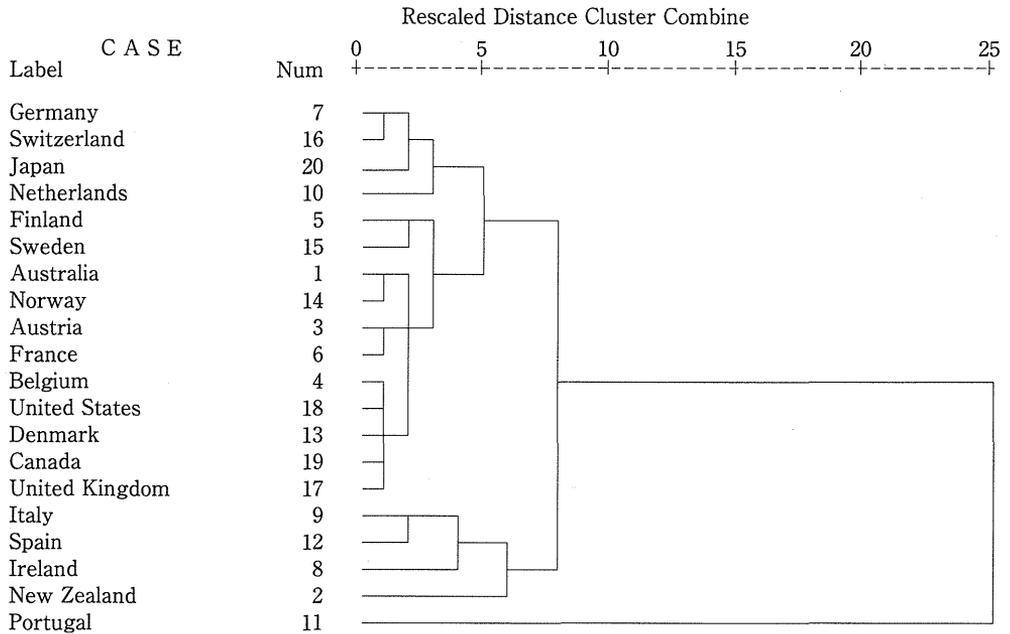
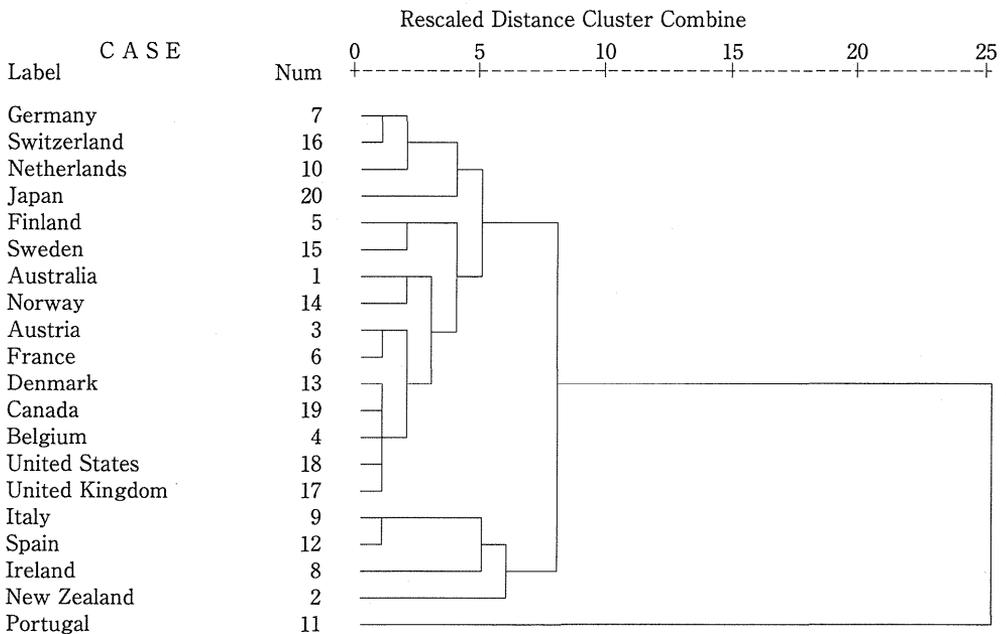


図 7b 先進諸国の経済政策課題（不況、インフレ率、失業率、経常収支、通貨投機）

***** HIERARCHICAL CLUSTER ANALYSIS *****

Dendrogram using Average Linkage (Between Groups)



ブを形成することである。極めて独自の経済状況を展開したポルトガルを除外すると、イタリア、スペイン、アイルランド、ニュージーランドが一つのグループを形成し、残りの11カ国が一つのグループを形成することである。このグループの中では、スウェーデンとフィンランドが一つのサブ・グループを形成する。既述のように、ドイツ、オランダ、スイス、日本は概して苦境指標（インフレ率+失業率）が低く、経済停滞が長期化する傾向がある点で共通している。特に、90年代の初頭にドイツ、オランダ、スイス、日本（それに加えてオーストリア、オーストラリア、ニュージーランド）は通貨投機に見舞われず、通貨防衛をする必要がなかった。但し、90年代の後半のオランダは（80年代後半のように日本やスイスのような）比較的好況を享受した。むしろ、オランダの景気停滞は80年代前半に見られた。このため、本稿の比較からはオランダは除くこととなった。

重要なことは、ドイツ、スイス、日本は従来から、インフレ率や失業率がOECD諸国の中でも低く、特にデイスインフレ経済の結果、90年代の初頭に通貨投機・防衛を原因とする急激な経済収縮に直面しなかったことである。反面、本稿の冒頭に述べたように、この三国は90年代に長期の経済停滞とそれぞれの国にとっては歴史的高失業率に見舞われることになる。

経済政策対応の多様性 90年代に独特の、そして共通の政策課題を抱えていたドイツ、スイス、日本の三国であるが、その政策対応は異なっていた。政策対応のクラスター分析は図8a・8bに示されている。図8aは各国の金融財政政策を、図8bはそれに通貨政策と中央銀行の独立性を加えたものである。財政政策対応は五年毎の各国の財政基礎収支（プライマリーバランス）を、金融政策対応は特定年の先進諸国の短期金利の平均からの乖離を指標としている。金融政策で共時的指標をとったのは、インフレ率と同じ理由からである。（通貨政策の指標は付録参照）また、中央銀行の独立性指標は、最も良く利用されているクーキアマン²¹⁾の指標を使った。いずれも、元のデータは付録に示されている。

いずれの図も、スイスと日本が、政策発動では際立った一つのグループを形成していることを示している。ドイツは周辺のオーストリア、オランダ、ベルギーと一つのグループを形成している。フランス、カナダ、アメリカも一つのサブ・グループを作っているが、金融財政政策だけでは、前出のドイツ・グループと親和性が強い。但し、このフランス、カナダ、アメリカグループは、通貨政策と中央銀行の独立性をいれるとイギリスとオーストラリアとの親和性が高い。これとは別に、アイルランド、イタリア、デンマーク、スウェーデンとポルトガル、スペインは緩いグループを作りやすい。ノルウェー政府とフィン

21) Cukierman 1998.

図 8a 先進諸国の経済対応 (財政金融政策)

***** HIERARCHICAL CLUSTER ANALYSIS *****

Dendrogram using Average Linkage (Between Groups)

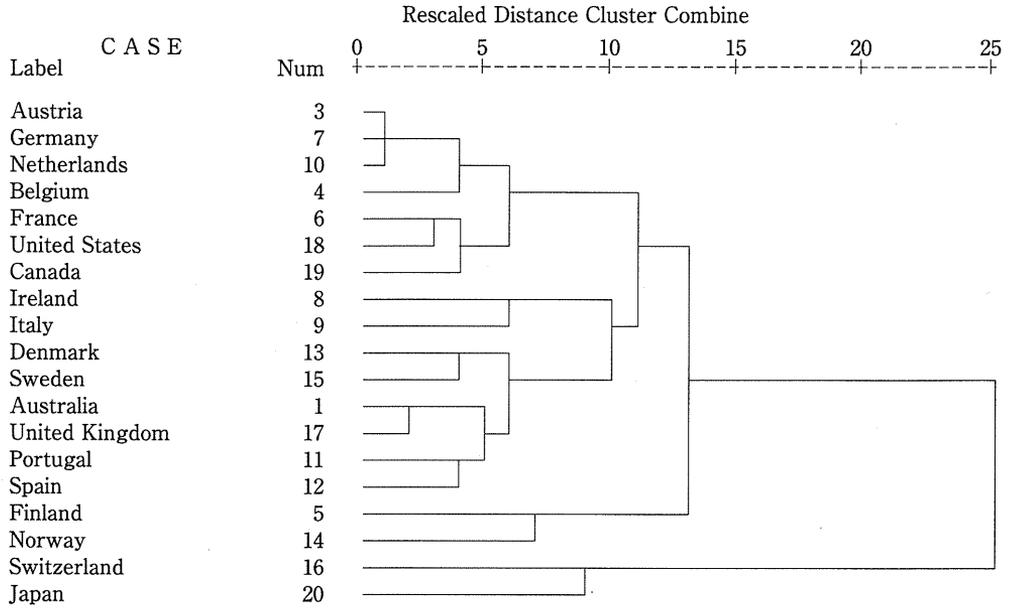


図 8b 先進諸国の経済対応 (財政金融政策, 通貨政策, 中央銀行独立性)

***** HIERARCHICAL CLUSTER ANALYSIS *****

Dendrogram using Average Linkage (Between Groups)

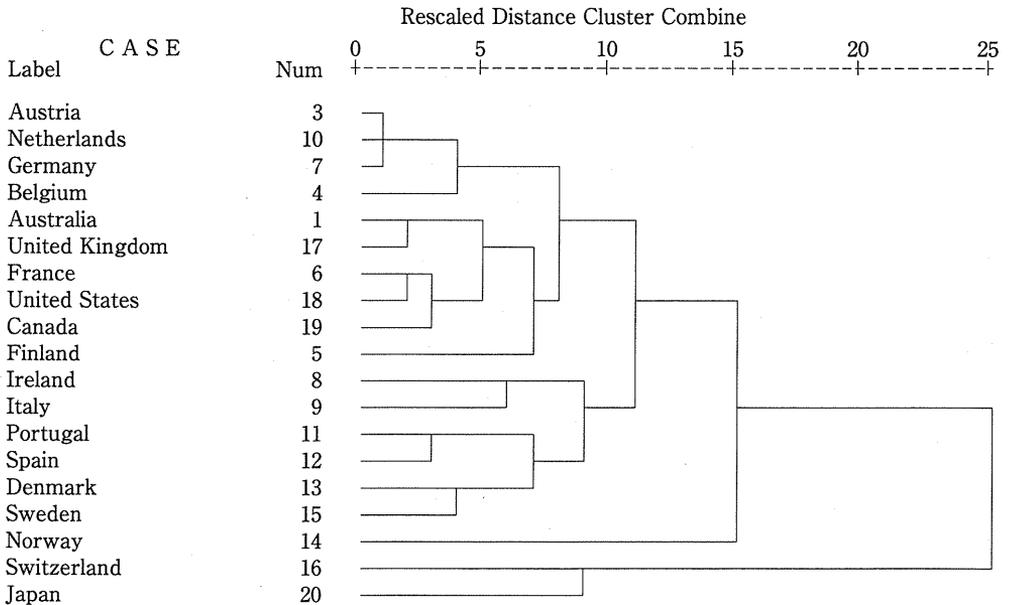
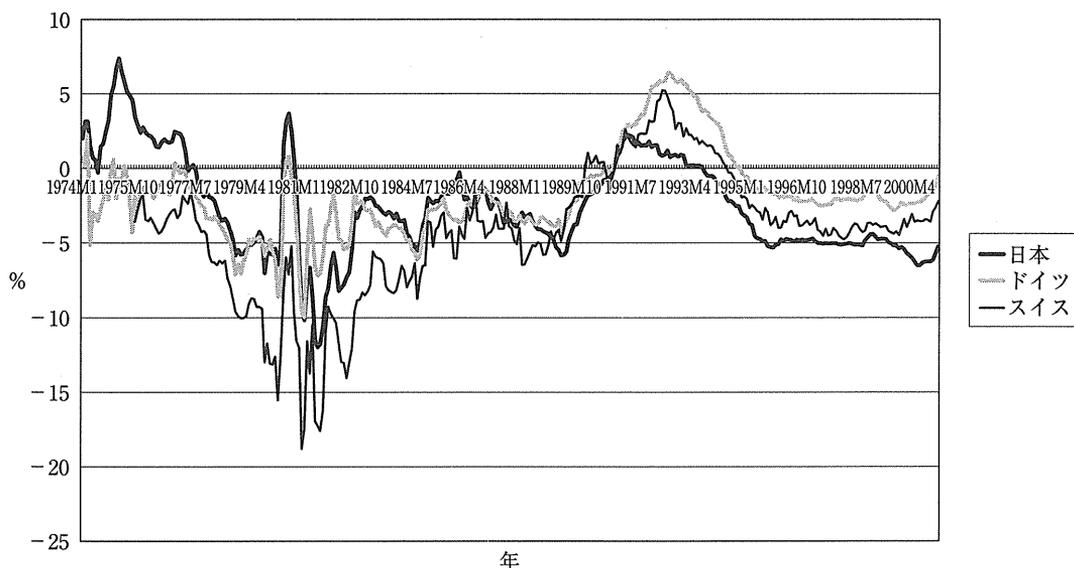


図9 日本、ドイツ、スイスの短期金利（対米格差）

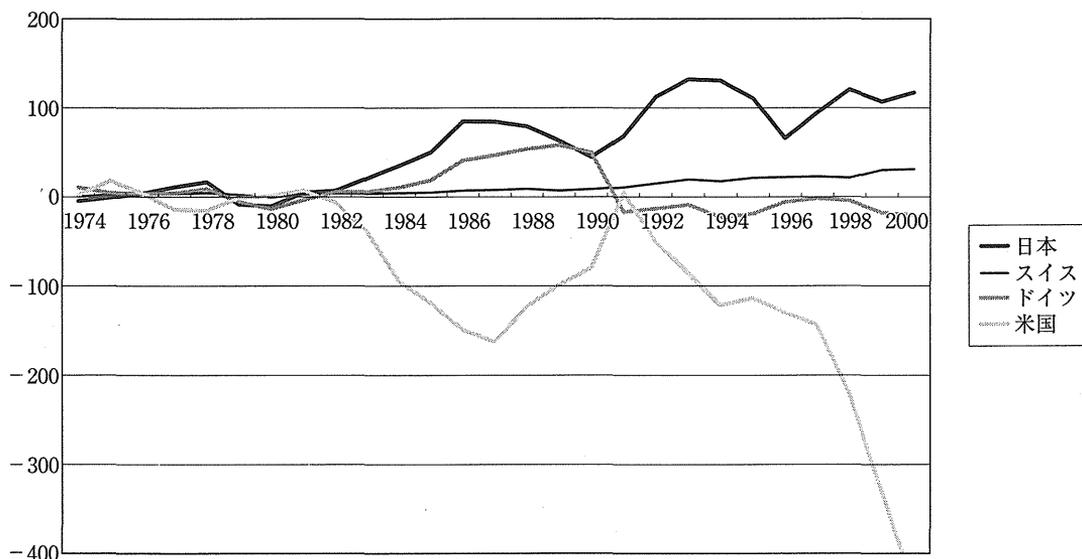


ランド政府も独自の金融財政政策対応をとったが、為替政策や中央銀行の独立性も入れると、フィンランドは他の先進国との共通性を高める。

いずれにせよ、金融財政政策の発動に関しては、日本とスイスは、ドイツとはやや異なっていた。日本とスイスは、短期金利は先進国水準と比べては当然のことながら、常態的に低金利政策を採用できたドイツ・グループと比べても際立って低い（付録表2参照）。つまり、スイス・日本はドイツ・グループにもまして、インフレの抑制のためや通貨防衛のために高金利政策を取ることはほとんどなかったという点では、OECD諸国中でも特異である。この点は図9でも、確認できるように、90年代初頭の景気後退の際、ドイツとスイスは暫く高金利策をとってインフレの抑制をしたものの、その後は、金融を緩和させた。これに対して、日本は景気後退と同時に金融政策の緩和を行なった。従って、前出の図5では、ドイツとスイスは第一段階で左に、日本は第一段階で右に選択したと思われる。

ドイツ・グループと日本・スイスの金融政策の違いは程度の問題であったが、その財政政策の違いはより根本的なものである。実際、日本とスイスは90年代後半に基礎収支を悪化させた例外的ケースである。この時期に基礎収支が赤字であった国は他に二カ国、ノルウェーとフィンランドがあるが、この二国は90年代初頭に急激に悪化した財政事情を改善する途上であったのに対し、日本とスイスはむしろ、基礎収支の赤字を継続し、悪化させた。つまり、日本とスイスは90年代後半の経済停滞に直面して、唯一、財政手段にある程度依拠したのである。但し、注意を要するのは、日本とスイスが財政赤字を持続させたとしても、そもそも、両国とも比較的国家財政規模は小さく、かつ財政出動の程度が

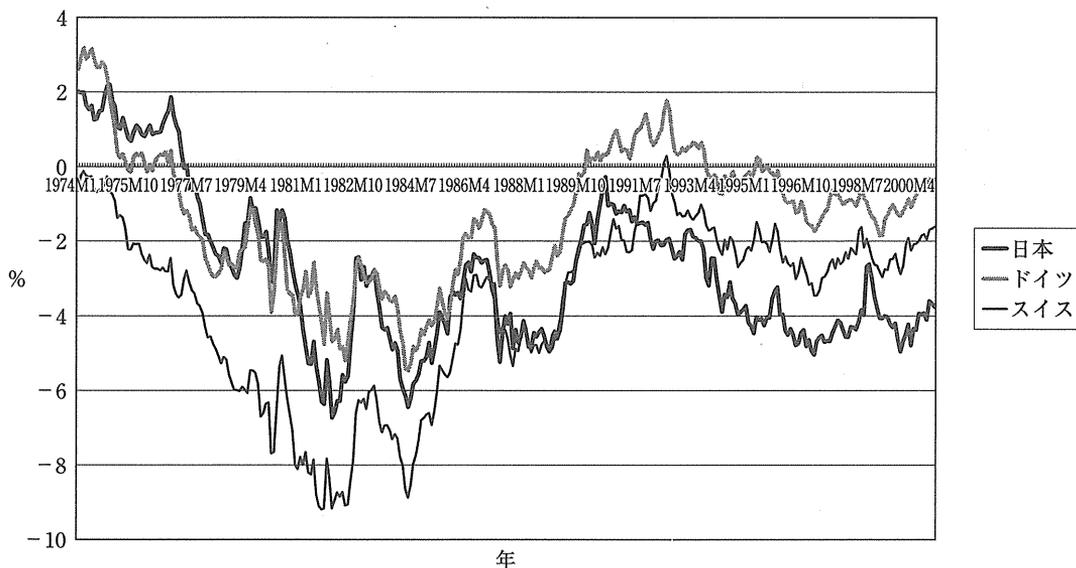
図10 ドイツ、スイス、日本、米国の経常収支 (10億 US\$)



小さく、しかも両国とも恒常的な貿易黒字のため、外資に依存する赤字財政でなかったことである。いずれにせよ、日本とスイス、ドイツ・グループほどに制約を受けずに不況時の財政出動をしたと思われる。この点で、示唆的なのは、図10のドイツ、スイス、日本の貿易収支と図11の三国の長期金利（十年国債利回り）の対米金利との格差である。ここでは、財政出動の金融面からの制約がドイツ、スイス、日本の順で高かったことが分かる。これに加えて、前述のように（付録表2参照）、ドイツは90年代の半ばには基礎収支を改善させて、財政再建に着手したのに対して、スイスと日本は財政再建を試みたものの、基礎収支を悪化させ、累積公的債務を拡大させた。

以上の、クラスター分析とその根拠データから、ドイツ、スイス、日本の政府は、他のOECD諸国に比べ、類似した経済状況を経験したが、その対応としての金融財政政策の出動においては、ドイツとスイスおよび日本では異なる対応をしたことがわかる。しかも、いずれの国も90年代には経済を安定的な回復軌道に乗せることができず、三国とも景気に明るい兆しが見えたのは2002-3年以降である。そこで、改めて図5に従って、ドイツ、スイス、日本の政策経路を考えると、ドイツは90年代初頭の不況の際、通貨防衛の必要はなかったものの、インフレ抑制のため金融引締めをし、その後も財政の緊縮的発動をした。つまり、図5の経路6を経由して経路5を選択したと想定できる。このため、景気が順調に拡大したとしても、社会保障改革が政治課題として残るであろう。これに対して、スイスは金融引締めをしたものの、低インフレと低金利のため財政の漸進的拡大を継続した。その意味で図7の経路3を経由して経路4を選択したと思われる。この結果、

図 11 ドイツ、スイス、日本の国債利回り（対米格差）



景気回復にともない、財政再建と社会保障改革が政治課題化するはずである。最後に日本であるが、日本は、景気の後退とともに金融政策を緩和し、財政出動を繰り返し行なった。その意味では、経路9を經由して経路8を選択したと思われる。そして、そのため、財政再建が何よりも重題な政策課題になるはずである。

ところで、このような政策課題の具体的内容は、図6のデイスインフレ制度とその報償政策制度の連関枠組において、ドイツ、スイス、日本がどのような位置づけにあるかによる。そこで、次に、三国のデイスインフレ制度とその報償政策制度の差異を概観し、各国でそれがどのように時系列的に形成、展開、変容しているかを検討する。

2. デイスインフレ経済政策制度の三国比較——ドイツ、スイス、日本

まず、協調的賃金調整に関して言えば、経済協力開発機構（OECD）の19カ国調査では²²⁾、ドイツと日本（およびオーストリア）が3回の調査（1980年、1990年、1994年）のいずれでも最も賃金調整がされている国にあげられ、スイスは、オランダおよびノルウェーに次いで6位に挙げられている。但し、ドイツ、スイス、日本が組織率では、12位、14位、16位であるのに対して、北欧諸国のスウェーデン、ノルウェー、デンマーク、フィンランドは1位-4位を占めている。また、賃金交渉に適用範囲と労使交渉の集権度に関しては、ドイツは北欧四国に次ぐのに対して、スイスは適用範囲で、日本は適用範囲と集権

22) OECD 1997.

度の双方においては英、米、カナダなみの14位以下になっている。以上からも、協調的賃金調整に関しては、カンフォス・ドリイフル・モデルの労組組織率と賃金交渉の集中度は必要条件でないことがわかる。更に、ドイツと同様の交渉適用範囲と労使集権度を持つ国にイタリア、フランス、スペイン、ポルトガルなどがあるが、これらの国々が90年代までは、もっともインフレに悩まされていた国々であった。この意味で、図6の真中のマトリックス—労使の集権度が中程度の場合—には2つのタイプがあり、カンフォス・ドリイフル・モデルの逆U字型モデルはその一方—つまり、地中海諸国—しか説明できず、それらの国々とドイツ、オーストリア、オランダなどの調整的賃金の制度化された国々との違いを説明できないと思われる²³⁾。因みに、賃金交渉範囲や労使交渉集権度を除いた労働組合組織率は表3に示してある。

ところで、賃金調整制度が作動するためには、賃金水準を先導する輸出産業労使の安易な賃上げ妥協を回避させる必要がある。この際、労組の場合は、大幅賃上げは逆に企業の投資水準の低下と業績停滞を招き、雇用不安を増大させるので、それを回避するため労組

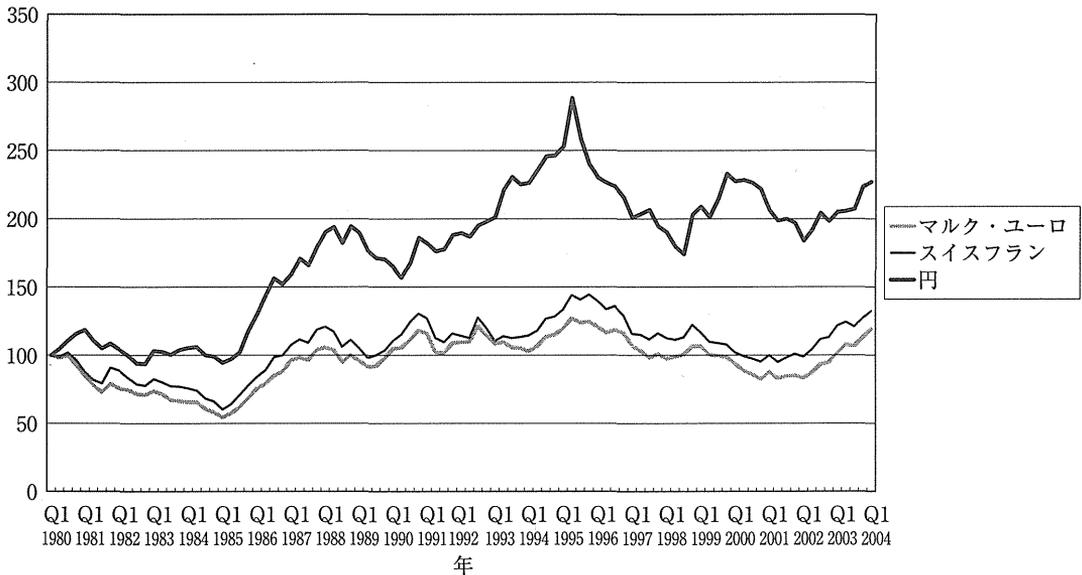
表3 労働組合組織率

	年	労働組合組織率		年	労働組合組織率	
		非農業部 門被雇者	賃金・給 与被雇者		非農業部 門被雇者	賃金・給 与被雇者
スウェーデン	1994	77.2	91.1	1985	79.3	83.8
デンマーク	1994	68.2	80.1	1985	67.4	78.3
フィンランド	1995	59.7	79.3	1985	61.4	68.3
ノルウェー	1995	51.7	57.7	1985	50.7	55.7
ベルギー	1995	38.1	51.9	1985	42.0	52.0
オーストリア	1995	36.6	41.2	1985	51.7	51.0
アイルランド	1993	36.0	48.9	1985	41.0	56.0
カナダ	1993	31.0	37.4	1985	31.2	36.7
イタリア	1994	30.6	44.1	1985	32.9	47.6
オーストラリア	1995	28.6	35.2	1985	40.6	50.0
ドイツ	1995	29.6	28.9	1991	30.7	35.0
イギリス	1995	26.2	32.9	1985	36.0	45.5
ニュージーランド	1995	23.2	24.3	1986	47.1	54.1
オランダ	1995	21.8	25.6	1985	23.3	28.7
スイス	1994	20.0	22.5	1985	25.4	28.8
ポルトガル	1995	18.8	25.6	1986	40.6	51.4
日本	1995	18.6	24.0	1985	22.6	28.8
アメリカ	1995	12.7	14.2	1985	15.0	18.0
スペイン	1994	11.4	18.6	1985	7.3	11.5
フランス	1995	6.1	9.1	1985	11.6	14.5

出典：ILO, World Labour Report, 1997-1998.

23) Calmfors & Driffill 1988.

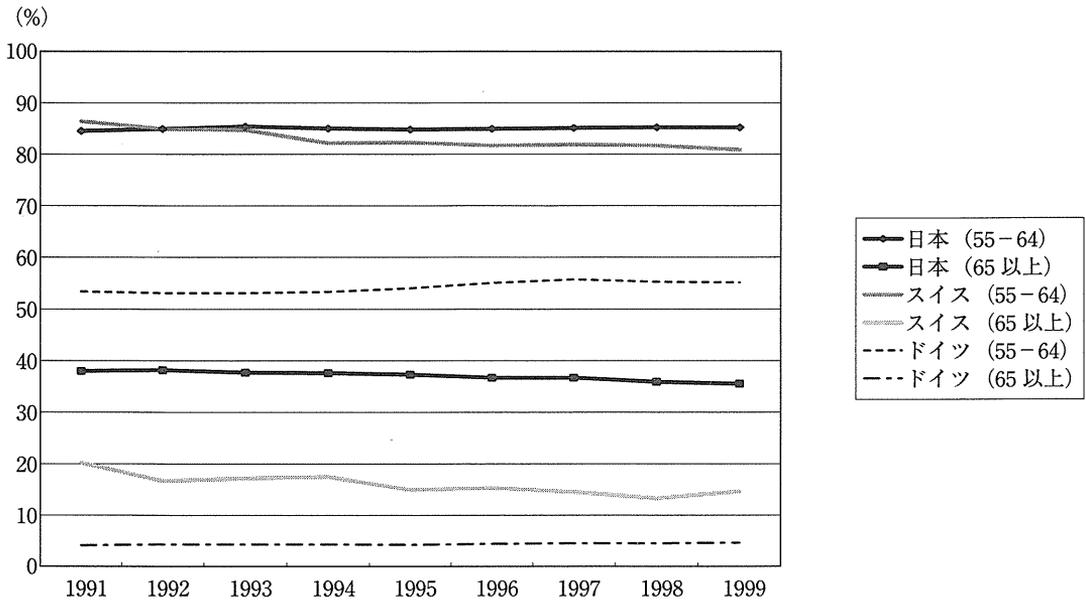
図 12 ドイツ、スイス、日本の対米為替レート (1980=100)



は、抑制的賃上げとその報償としての雇用対策を求めるといふ、コーポラティズム論の指摘は首肯できる。しかし、調整市場経済論が焦点を当てる経営については、その規律づけについての議論はなされていない。ここでは、賃金調整の主導的産業である輸出産業の賃金交渉当事者達を規律づけたのは、ドイツ、スイス、日本では恒常的な低インフレと貿易黒字、その結果としての恒常的に強い通貨であったと考える。そのような状況を意図的に実現しうる機関としては独立した中央銀行があるが、中央銀行は必要条件でも十分条件でもなく、重要なことは特定の経済状況の恒常性が労使の期待形成に影響を与えることであろう。実際、連邦制国家のドイツとスイスの中央銀行の独立性は非常に高い（付録表2参照）ものの、それだけではなくスイスと日本はほぼ恒常的な貿易黒字を記録した（図11参照）。しかも、日本においては中央銀行の独立性よりも円高が、景気回復期に経営を規律付けたと思われる。この点は、図13からも推察できる。即ち、米ドルの対ドイツ・マルク（後にユーロ）、対スイス・フラン、対日本円の1980年の交換レートを100とすると、図12にあるように、ドイツ・マルク（ユーロ）とスイス・フランは、長期的にはややそれぞれの価値を高めているのに対して、円はその価値を倍増させている。

ところで、図6に示された本稿の仮説では、ドイツでは、労組組織力が強いいため、賃金調整は労使妥協でなされ、その報償としての所得・雇用保障政策は中高齢被雇者の市場退出を促進して、その代わりに所得保障を社会保障制度に依存するのに対して、スイスと日本では、労組組織力が弱いため、賃金調整は経営主導でなされ、その報償としての所得・雇用政策は、社会保障制度に依存した中高齢被雇者の市場退出より、経営拡大と企

図 13 ドイツ、スイス、日本の中高齢男性の労働市場参加率



業保護による中高齢被雇者の市場残留を促進するための政府の財政出動や市場規制に依存する、と仮定とした。特に中央銀行のデスインフレ的金融政策の財政政策的制約が弱い日本では、財政出動に依存した所得・雇用保障政策が発達していると想定された。以上の因果関係の検証は、後述の各国の時系列記述によらざるを得ないが、示唆的なのは、高齢者の労働市場参加率である。即ち、図 13 に示されているように、ドイツの場合、中高齢者は労働市場から退出しているのに対し、スイス、更には日本では、労働市場に残留している。図 13 によれば、ドイツとスイス、日本の年齢別 (55-59 歳, 60-64 歳, 65 歳以上) の高齢者の労働参加率は、以下の点で異なっている。つまり、年齢別の労働参加率はドイツよりもスイス、日本の方が高いこと、また年齢が高くなるほどドイツとスイス・日本の労働参加率の差は大きくなること、労働参加率はドイツでは、高齢に従って急激に減少していること、さらに興味深いことに、ドイツ、そしてスイスでも失業率が高くなった 90 年代には、中高齢者 (特に 55-59 歳と 60-64 歳) の労働参加率は漸減している一方で、日本では微増していることである。ここから、ドイツは不況期において中高齢者の退出を奨励する一方、スイスや日本では残留するよう奨励していると考えられよう。

ドイツ、スイス、日本の社会保障制度と雇用政策の関係は図 14a・図 14b から伺える (データについては付録表 3 参照)。図 14a では、老齢年金支出、障害年金支出、積極的労働市場支出、失業支出の各国の違いを、図 14b では更に、(国によって欠落のある) 公的部門雇用などのデータを加えて、クラスター分析をした。図 14a からは、雇用・所得保障の手段としての社会保障制度の規模の発達に関しては、大きく北欧諸国を含めた大陸ヨー

図 14a 先進諸国の経済対応 (財政金融政策, 通貨政策, 中央銀行独立性)

***** HIERARCHICAL CLUSTER ANALYSIS *****

Dendrogram using Average Linkage (Between Groups)

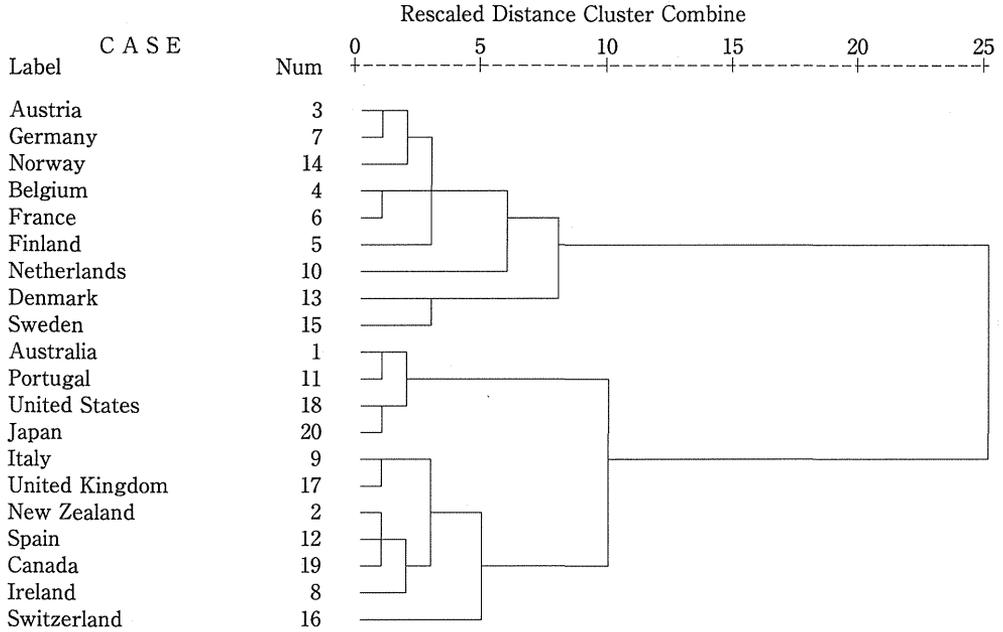
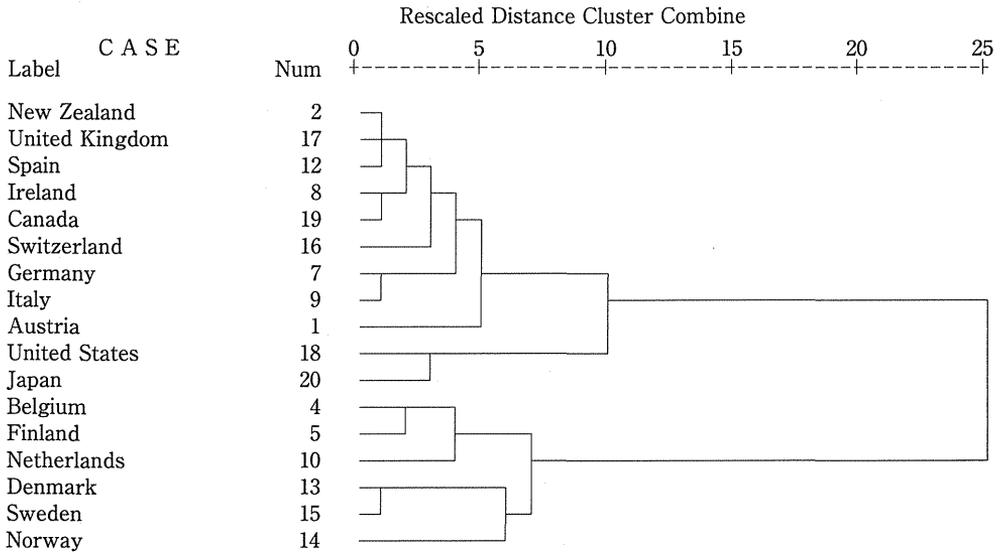


図 14b 先進諸国の経済対応 (財政金融政策, 通貨政策, 中央銀行独立性)

***** HIERARCHICAL CLUSTER ANALYSIS *****

Dendrogram using Average Linkage (Between Groups)



ヨーロッパ諸国とアングロ・サクソン・地中海・日本・スイスなどの諸国に別れることがわかる。つまり、ドイツは社会保障制度による雇用・所得保障を重視したのに対して、スイスや日本は市場の活性化による雇用・所得保障を重視したといえよう。更に、公的部門雇用による雇用保障のデータを加えると、北欧諸国およびオランダ、ベルギーが一つのグループになり、残りのヨーロッパ諸国やアングロ・サクソン諸国が一つのグループを形成し、日本はアメリカと一つのグループを作ることが分かる。この結果、公的雇用に依存した北欧諸国やオランダ、ベルギーは別として、基本的には、ドイツは社会保障制度を利用しつつ市場退出を奨励する典型的な保守（キリスト教民主）福祉国家に近接しているのに対して、スイスは基本的には失業保険制度に依存しつつも社会保障制度や公的雇用がそれなりに充実している英国やオセアニア、アイルランドと近いことがわかる。日本は、この面では、社会保障規模も公的部門も小さく、基本的には雇用・所得保障のために市場活動を重視し、社会保障制度に依存しない制度になっている点では実はアメリカと並んで自由市場的であるといえる²⁴⁾。

最後に、以上のように、賃金調整への報償としての雇用・所得保障政策がドイツ、スイス、日本では、全く異なる形で財政支出に依存しているとして、それぞれの国の財政出動を制約する要因はあったのであろうか。既述のように多くのOECD諸国は90年代初頭通貨防衛や資本流出防止のため、つまり外的要因で緊縮的財政金融政策を余儀なくされた。このような外的制約が弱かったドイツ、スイス、日本では財政出動に対する内的制約要因があったのであろうか。ドイツの場合は、失業率が景気循環に沿って大幅に増減する傾向が90年代の経済停滞でも見られたにもかかわらず、ドイツの財政赤字規模は小さく、対GDP比はほぼ常に3%以下であった。このことは、ドイツ連銀の金融引締基調が連邦政府の財政出動を制約したことを推測させる。これに対し、スイスと日本は、90年代になって、失業率は漸増し、財政政策を出動したため、一見、財政出動の制約要因を想定し難い。ただ、両国政府とも、景気回復のみならず当面の失業率抑制も企業の投資意欲による市場の活性化に強く政策的に依存しているため、長期金利の上昇懸念が財政出動の制約要因になっている可能性は高い。実際、既述のように、両国とも、長期金利はOECD諸国の中でも群を抜いて低く維持されていて、その点では、財政出動が抑制的であった可能性もある。

以上、本稿の分析枠組に従って、ドイツ、スイス、日本の経済政策選択経路と三国のデフレーション的制度の特徴を特定した。3国の違いは表4に纏められている。そこで、次に、それぞれの国で、実際に、政府、中央銀行、経営、労組の間で経済政策や賃金調

24) 福祉の三類型（保守・キリスト教民主型、北欧社会民主型、自由市場型）とその展開については、Esping-Andersen 1990; Huber & Stephens 2001.

整, 雇用・所得保障政策に関して, 分析枠組が想定するような相互作用が存在したかどうかを, 70年代半ば以降の石油危機期の制度形成と90年代の不況について, 検討する。90年代, 外的要因から経済政策や雇用・所得保障政策制度の大きな転換を免れた三国が, 2001年以降の景気後退で, もっぱら内的要因から政策転換を図っている点については, 次節で述べる。

表4 ドイツ, スイス, 日本のデysinフレ的制度和90年代不況への対応

		日本	スイス	ドイツ	EU一般
経済状況	国際収支	慢性黒字	慢性黒字	赤字傾向	収支変動
	90年代初頭の通貨危機	なし	なし	なし	有り
	90年代の経済状況	経済停滞 低失業(増加) 最低苦境指標	経済停滞 低失業(増加) 最低苦境指標	経済停滞 高失業(増加) 標準苦境指標	経済回復 高失業(増加) 標準苦境指標
政策制度	デysinフレ 賃金決定	経営主導労使協調	独立中央銀行と 経営主導	独立中央銀行 と労使妥協	有無多様
	報償の雇用・所得保障制度	国内中小企業支援 財政出動	国内中小企業 支援 財政支出・失業保険	公的社会保障 制度	キリスト教政党優位 —公的社会保障 社民政党優位—労働 市場政策と公的雇用
政策転換	契機	内因的経済停滞	内因的経済停滞	内因的経済停滞	外因的通貨危機
	課題	財政再建	財政再建	社会保障改革	財政再建 社会保障改革

3. デysinフレ経済政策対応の個別分析——制度形成と90年代の継続性

ドイツ もしドイツのデysinフレ政策が, ドイツ連銀の引締基調の金融政策の規律のもと, 労使妥協の賃金調整とその報償として社会保障制度に依拠した雇用・所得保障に基盤が制度化されているとすると, 次の結果が予測される。第一に, 競争力の強い, 生産性の高い輸出産業労組が抑制的賃金調整に同調するのは, 企業・産業内での雇用調整の促進やそのための労組交渉力増大のためには他の民間労組の政治的協力が必要であったこと。第二に, 賃金調整の報償として社会保障制度に依拠した所得・雇用保障に必要な労組の団結力・政治力は, 不況時において雇用調整・創出を求める生産性の高い輸出産業労組と, 高齢被庸者の退出による合理化を促進する生産性の低い産業労組との間の妥協の結果であったこと。第三に, 社会保障制度に依拠した所得・雇用保障が選択された背景には, ドイツ連銀の緊縮政策は, 特に不況時には, 政府による雇用対策として財政発動を制約したこと。

実際にドイツで起こったことはほぼ予測と合致する。まず、第一次石油危機後のインフレ圧力下の不況期に、経営・労組の産業間調整と労使の妥協により賃金調整が行なわれた。特に1974年の賃金交渉で、公的部門主導で二桁の賃上げが実現した後、1976年の賃金交渉では、大規模なレイ・オフを懸念した金属産業労組（IG Metall）が、賃金調整を主導した。ドイツ連銀がインフレを懸念して金融引締めに乗り出したため、失業の増加を恐れ、金属労組は、繊維、建設、化学産業などの民間産業労組と協力して、賃金上昇を抑制するよう公的部門労組に求めていった。その後は、金属産業労組は、景気回復期でも、他の産業労組との協調関係維持を優先させ、金属経営者とともに、賃金調整を主導した。

更に、賃金調整の定着と共に、70年代後半においては早期退職制度や公的年金制度が、失業を緩和し、労働コストを抑制し、企業再編を促進するための手段として、労使や政府により制度化されたが、こうした制度の急速な発展は、金属産業労組と他の民間産業労組との間の妥協を基盤としていた。即ち、金属産業労組の中でも電機や自動車産業の労組は、経営側には配置転換や職業訓練によるレイ・オフ回避を受け入れさせるとともに、金属産業労組として政府に働きかける政策目標として共同決定拡大と労働時間短縮（週35時間労働制）を掲げた。これに対して、合理化を迫られた他の民間産業労組は労働時間短縮に反対し、雇用・所得保障策として早期退職制度を充実させることを優先させた。この結果、社会民主党首班政権であったにもかかわらず、労組間の意見の不一致があった共同決定拡大に関しては1976年に若干の拡大が法制化されたものの、労働時間短縮に関しては、1978-79年にかけて金属産業労組の度重なるストにも関わらず、実現しなかった。反面、その他の民間産業労組や経営が支持し、産業間で合意が可能な早期退職制度の制度化は進展した²⁵⁾。

70年代後半に制度化された早期退職制度には、3つの主要な経路があった。即ち、(a) 傷害年金、(b) 60歳からの失業年金、(c) 63歳で早期退職制度である。傷害年金は、後に「障害失業年金」に改められ、同制度により早期退職した55-59歳の労働者に支給されたが、76年以降傷害は拡大解釈され、パートタイム労働者にも適用が拡大をされた。しかし、最も一般的な早期退職制度は、59歳以下の労働者が60歳になって長期失業年金の受給資格を得るまで、企業が失業中の所得保障をすると方法（いわゆる「59歳ルール」）であった。実際、失業年金の受給者は、70年代後半には男性労働者の6-7%にのぼり、80年代には10-12%にまで増加した。これらに対して、1973年に導入された63歳退職制度は、35年間の保険加入と最低15年間の年金拠出を要件にしたため、殆ど普及しなかった。いずれにせよ、以上の結果、80年代初めまでに、ほぼ全ての労組が労働契約にな

25) Markovits & Allen 1984; Thelen 1991.

んらかの早期退職制度を含めることに成功した²⁶⁾。

最後に、ドイツでは中高齢労働者の市場退出を促進するために社会保障制度が積極的に利用された反面、雇用創出のための財政出動は積極的になされなかった。ドイツ連銀の緊縮的金融政策により、ドイツ政府は石油危機期には、基本的には緊縮的財政運営を堅持した。つまり、社会民主首班政権からキリスト教民主首班政権への交代と失業者の増加にもかかわらず、政府および産業界は、財政緊縮政策の維持と法人税負担の軽減が景気回復にとって必要な措置として優先した。したがって、散発的な景気刺激策はなされたが、比較的早期に財政再建が決定され、職業教育や職業訓練などの労働市場政策支出は削減された。具体的には、1974年に財政出動がなされたが、インフレ的と批判され、早くも75年の財政構造法で、財政再建のため教育支出や職業訓練支出の削減が挿入された。同様に、1978-79年の景気刺激策によってインフレと貿易収支の悪化が懸念された際には、ドイツ連銀は金融政策を引締め、社会民主首班政権は社会関連あるいは雇用関連のプログラムを削減した。更に、82年には、職業訓練の支給要件が制約され、83-84年には、キリスト教民主首班政権が、財政再建の一貫として、付加価値税率と社会保険拠出を引上げ、社会保障給付や失業給付を削減し、年金や所得保障プログラムのスライド制実施を延期した。しかしながら、1984年に政府は傷害年金の受給基準を厳格化したものの、早期退職支出を削減することはしなかった²⁷⁾。

このような賃金調整や社会保障制度の積極的活用財政規律の堅持といった特徴は、ドイツ統一に続く混乱のなか、東ドイツに拡大され、90年代初頭以降の不況でも、基本的に維持された。多くの研究が一致するのは、旧西ドイツの諸制度が、ドイツ連銀の緊縮的金融政策の結果、景気後退に陥った後も、旧東ドイツに拡張・移植されたことである。実際、企業での労使協調や労使妥協的賃金調整は、旧東ドイツにおいても早い段階から実施され、抑制的賃金調整の報償として、政府や経営は労組との合意により、特に東ドイツで深刻な失業問題や工業生産の融解問題、そして旧東ドイツの経済再建に取り組んだ²⁸⁾。旧東ドイツで早期退職やパートタイムを促進するため、旧西ドイツの年金基金や失業保険基金は旧東ドイツへと拡大され、労働市場政策や公共投資も未曾有の規模で実施された²⁹⁾。但し、これらの政策は、財政赤字ではなく、社会保険拠出率や追加的税負担増加を財源とした。即ち、91年には、政府は失業保険拠出率を2.5%引き上げ、1992年

26) Jacobs, Kohli & Rein 1991.

27) Esser 1986; Webber 1992; Manow & Seils 1998; Manow & Seils 2000.

28) Sadowski, Schneider & Wagner 1994; Hassel & Schulten 1998; Turner 1998.

29) 例えば、東ドイツには91年末において、70万人が早期退職を選択し、ほぼ同数が雇用創出政策によって一時的な職を得、400万人が政府の支援する職業訓練プログラムに参加し、さらに100万人は政府の支援する「短期間」職を得た。94年には、失業者の4割は積極的労働市場政策に参加した。

には、被雇用者保険拠出率を3%上げた。1990年から1998年までの間に、社会保障負担率は、平均所得額の36%から42%へと上昇した。加えて、政府は増税しないという公約にもかかわらず連帯協定によって、所得税・法人税に一時的に7.5%の追加的負担を課した³⁰⁾。

以上、ドイツにおけるデフレーション的賃金調整とその報償としての社会保障制度に依拠した雇用・所得保障は石油危機期に形成され、ドイツ統一と90年代初頭の不況でむしろ拡大・強化された。しかし、その財源を積極的財政出動ではなく、社会保障拠出の増大や増税に依拠したため、改めて、90年代の末に至り、そのような負担が企業の投資意欲を阻害し、景気の安定的回復を遅延されていることが広く認識され、税制改革と社会保障改革が政治課題となった。この政治過程については、次節に譲るとして、次に、スイスの事例を検討する。

スイス³¹⁾ もしスイスのデフレーション政策が、スイス国立銀行(SNB)の引締基調の金融政策の規律のもと、経営主導の賃金調整とその報償として雇用・所得保障政策が制度化されているとすると、次の結果が予測される。第一に、競争力の強い、生産性の高い輸出産業が抑制的賃金調整に同調するには、企業・産業での雇用調整に加え、余剰人員の吸収のための社会保障制度か国内産業政策が必要であったこと。第二に、賃金調整の報償政策としての、社会保障制度に基づく中高齢者の労働市場退出と財政出動・国内規制による国内産業保護に立脚した中高齢者の労働市場参加奨励との妥協は、社会保障制度の態様と財政出動の余地に依存したこと。第三に、スイス国立銀行のデフレーション的金融政策は、特に不況時には、政府による企業対策・雇用対策として財政発動を制度的に制約し、早期の財政再建を促すため、社会保障制度による市場退出の余地を残したこと。

実際には、賃金調整に関する産業間および労使の協調は、賃金の物価スライド制として制度化された。この結果、物価・賃金水準の決定は事実上、デフレーション的で独立性の強いスイス国立銀行に委ねられることになり、実質賃金水準が保障されたことで、スイスでは戦後ほとんど大規模争議行為が起こっていない。但し、80年代半ばまでの石油危機期においては、雇用・所得保障政策制度は二元化され、外国人労働者および女性を保障から除外して不況時にはこれらの人々の出身国や家庭への労働市場退出を促進しつつ、同時に中高齢男性には年金制度や傷害保険制度への労働市場退出も促進した。しかしそれと

30) Sally & Webber 1994; Lawson 2000; Hemerijck, Manrow & Kersbergen 2000; Manow & Seils 2000; Ebbinghaus & Hassel 2000.

31) スイスについては文中引用の論文以外に、Lexis-Nexisの記事索引に依拠した。特にFinancial Times, Agence France Presse, Economistに依拠した。

もに、スイスの経済政策は低金利と安定通貨により多国籍企業の支援と、国内規制による国内産業の保護とを実施した。その意味で、スイスの雇用・所得保障政策は、一方では企業活動の保護・活性化に依存しつつ、他方では排他的労働調整と公的部門（社会保障制度や公的雇用）とに依存した。この意味で、スイスの報償的雇用・所得保障政策は、本論文の予想よりは遥かにハイブリッドな形で形成された³²⁾。

その後、特に失業保険制度が充実し、外国人労働者や女性も適格性を付与されたが、このようなスイスの制度の試金石となったのが、90年代初頭の不況であった。つまり、1990-91年不況とそれに続く景気停滞期におけるスイスの対応の特徴として、第一に、景気後退期で失業率が上昇していても、スイス国立銀行の金融政策はデイスインフレ的価格安定と為替レート安定化を堅持したこと。第二に、財政政策運営は抑制的で早い時期から財政再建措置が企画されたこと。そして、第三に、政府はその規制政策をEUやWTOの基準に調和させることに慎重だったこと、があげられよう。以下、これらの点について、簡単に説明する。

90年代初頭以降もスイス国立銀行はデイスインフレ的金融政策を堅持した。例えば、91年半ばには、景気後退にもかかわらず、結果的にドイツ連銀の金融引締めに従った。即ち、ドイツの金利引上げ後もスイス国立銀行は数ヶ月間、景気回復の為に金利を据え置いたところ、スイス・フラン売りが急増し、ドイツ連銀への政策追随を余儀なくされた。重要なことは、このようなスイス国立銀行の政策は、産業界や労組の金融緩和要求に影響されず実施されたことである。例えば、92年の不況中、スイス国立銀行は金融緩和要求を何度も拒絶し、その理由として経済の硬直性——特に賃金の広範な物価スライド制、(担保金利と連結した)賃料の物価スライド制、そして公的部門での急激な歳出増加——をあげた。既述のように、賃金の物価スライド制はスイスの賃金調整と協調的労使関係の礎石であった。同様に、1996年にEMU圏での投機的通貨変動によるスイス・フランの高騰の時も、スイス国立銀行は産業界や労働組合の要求を退けた。

スイス国立銀行のデイスインフレ的金融政策の結果、スイスの財政運営は、ドイツと同様に抑制的で、労働組合による財政出動による大規模雇用創出要求や産業界による投資減税を政府が拒絶し、しかも早期に財政再建計画の策定をした。但し、ドイツと違う点は、第一に財政再建計画は歳出削減よりも歳入増加を優先させ、しかもその実効性が弱く、従って社会保障政策関連支出の増加により、不況時の財政赤字は膨張した。即ち、93年税制改革では、政府の提案に従い、不況にもかかわらず、国民投票で財政赤字の削減と産業競争力向上のための増税案が可決された。そこでは、税率6.5%の付加価値税(VAT)が

32) Schmidt, 1988.

税率6.2%の売上税に代わって導入された。更に、景気回復の兆しが見えると、政府は赤字財政再建計画を発表しはじめた。例えば、1994年には、政府は97年までに財政赤字を40億スイス・フラン——半額は歳出削減で、残り半額は歳入増加で——削減する計画を発表した。計画には、農業補助金を除き、全省庁の支出増加を1997年まで3%以内に抑えることと、重量輸送、燃料、たばこ税の増税と、付加価値税の7.5%への増税が提案された。1995年初め、新たな計画によりこれらの収入増措置は確認され、名目歳出増加を99年まで年平均2%以内に抑えることが提案された³³⁾。以上のような、財政再建努力は、その後、1998年の憲法改正で義務化されたがこの点については後述する。

更に、雇用・所得保障政策に関しても、スイス政府は、一方では社会保障制度に依存する市場退出の奨励、他方で中高齢者の市場参加を奨励するという、ハイブリッド制度に由来する両軌の路線を継続した。即ち、企業レベルでは「移行手当」や企業年金に基づく早期退職が相変わらず雇用調整に重要な役割を果たした。同時に、政府は予算に対する負担を軽減する為、年金改革で定年退職年齢を引き上げ、中高齢者の労働市場参加を促した。つまり、国民投票で可決された1995年の年金改革は、女性の定年を62歳から64歳に引き上げる代わりに、主婦や離婚女性の年金権を改善した³⁴⁾。更に、1997年の国民投票では、男女の定年退職年齢を62歳に統一する提案を有権者が否決し、男性の定年を65歳で維持した。このように、従来、雇用・所得保障政策は継承されたものに、90年代のスイスとしては空前の失業率にもかかわらず、政府は、抑制的財政により、前述の失業保険制度の拡充のほかは、新たな雇用支援策を実施しなかった³⁵⁾。

このような雇用・所得保障政策の一旦を担う、雇用創出の手段としての国内産業の保護については、90年代初頭、GATTとOECDがともにスイスの排他的保護規制を厳しく批判したにもかかわらず、事態の改善は遅れ、逆にスイス国民はEUとの規制調和を意味するEU参加を拒否し続けた。特にOECDはスイスの国内生産者・商社間の非公式カルテル、新規参入に対する制限、競争制限規制、特に公共事業の排他的調達を批判した。実際、EUとの経済統合による規制緩和・規制調和を進める政府や経済界の意向に対して、スイス国民は、1992年に欧州経済地域(EEA)参加を歴史的国民投票で否決した。反対票は、競争に曝される国内産業や中小企業が集中するドイツ語州に集中していた。EEAに加盟すれば、カルテルを禁止し独占を制限するEU競争法が適用されることになるはずで、そうすれば、公開入札で建設業界が、国内競争激化で流通、食料品、サービス中小企

33) これに加え、政府は公的セクターの建設契約の規制緩和、補助金の厳しい再検討、そして市場志向・費用効果指向の政府サービス改革を提案した。

34) Bonoli 2000.

35) Blank 1997.

業が打撃を受けたであろう^{36) 37)}。

以上のように、スイスの賃金調整は、実は経営主導でも、中央銀行中心の経済運営に産業間妥協を委譲するように制度化されていた。そのような産業間妥協の結果、報償的雇用・所得保障政策も社会保障制度への中高齢者の市場退出を促す側面と企業活動の保護による中高齢者の市場残留を促す側面とを備えていた。但し、中央銀行のデイスインフレ的金融政策は財政出動を抑制的にしたため、国内企業の保護はもっぱら規制面にみられた。これまでのドイツとスイスの不況期の財政金融政策と報償的雇用・所得保障政策制度を前提にして初めて日本の特徴も明らかになろう。

日本³⁸⁾ 以上のドイツとスイスとの比較において、日本の特徴が明確になろう。つまり、日本の賃金調整が経営主導であるとすると、企業は賃金抑制の報償として企業活動・市場活性化のための雇用・所得保障政策を要求するであろうが、その際、次のような結果が予測される。第一に、競争力の強い、生産性の高い輸出産業が抑制的賃金調整に同調するのは、企業・産業内での雇用調整のためには、それを支援する政策の他に、余剰人員の吸収を社会保障制度もしくは国内産業に依存する必要であったこと。第二に、賃金調整の報償政策としての、社会保障制度に基づく中高齢者の労働市場退出と財政出動・国内規制による国内産業保護に立脚した中高齢者の労働市場参加奨励との妥協は、社会保障制度の態様と財政出動の余地に依存したこと。第三に、日本においては、財政政策出動に対する制度的制約が弱いだけ、企業対策・雇用対策が重要となったこと。

まず、賃金協調に関しては、75年春闘以来、輸出大企業主導で確立されたことは周知の事実である。75年春闘では金属産業労組が、公労協主導の実質賃金確保の路線に代わり、雇用維持を優先させた賃金抑制を主張した。輸出大企業主導の賃金交渉はその後、企業規模賃金格差の固定化と賃金抑制の報償としての企業内雇用調整の制度化として定着した。実際、出向や一時帰休や、早期退職などは特に大企業では最後の雇用調整手段とされたことは、図15aからも理解できる。図15bと図15cは、雇用調整がもっぱら賃金調整主体であった輸出製造業の大企業で利用される事を示し、従って、国内産業の中小企業は雇用の維持・拡大には、政府の経営に対する支援を必要としたことを示唆する。その賃金調整に関して言えば、春闘での横並び方式による賃金交渉は、確かに90年代の不況の進展に伴って次第に空洞化してきたが、賃金調整が維持されていることは、賃上げの分散を示

36) cf. Boloni & Mach 2000.

37) 但し、スイスはWTO加盟の際、農業と公共事業の自由化には同意した。また、労働、輸送、農業の分野を含む、EUとの二カ国自由貿易協定を締結した。

38) 日本の記述に関しては、『朝日新聞』(朝日DNA)、『日本経済新聞』(日経テレコン)、『日本労働年鑑』(各年)および大きく依存している。

図 15a 製造業の雇用調整実施方法

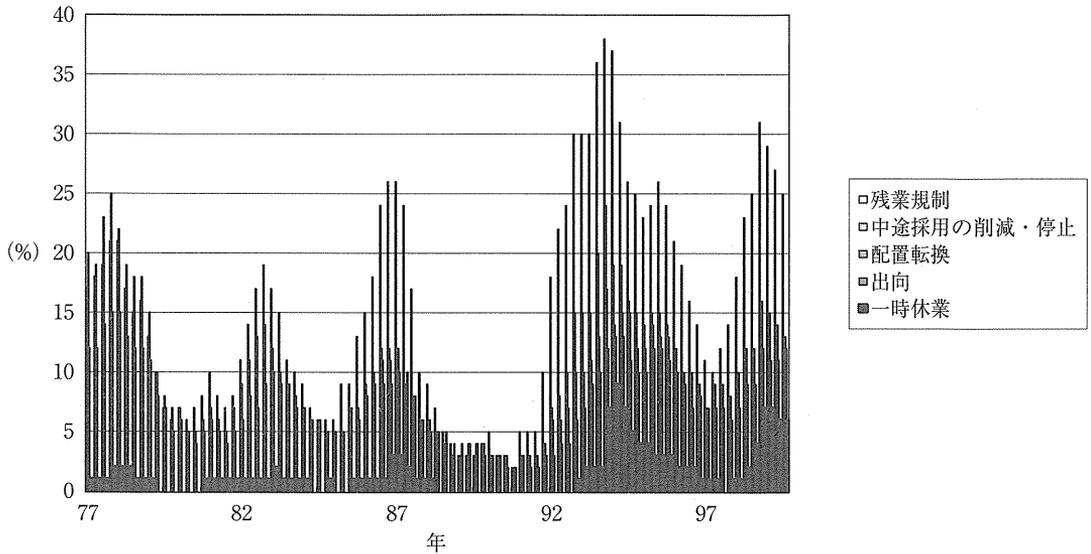


図 15b 業種別雇用調整

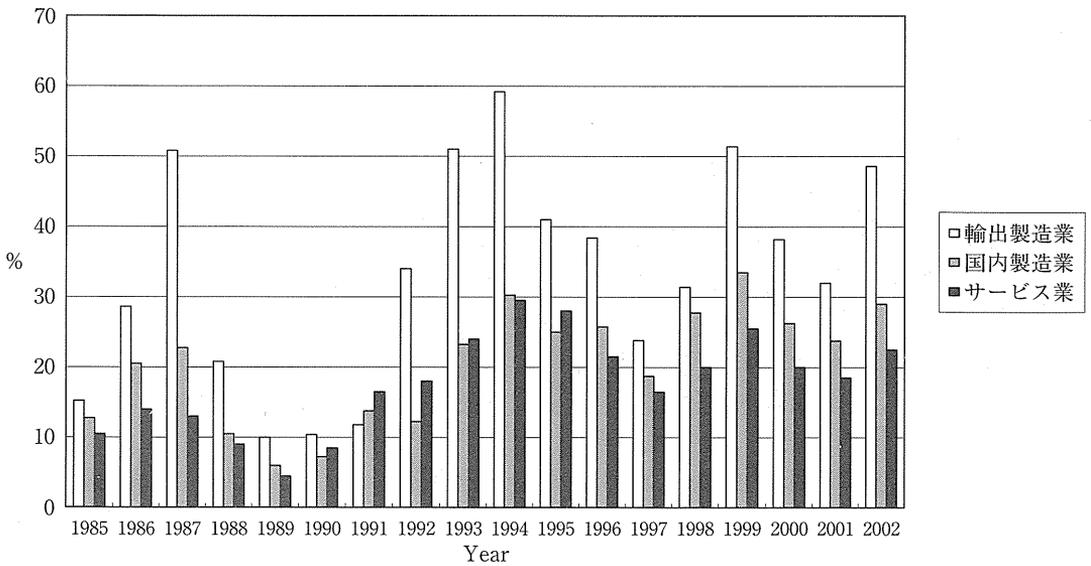


図 15c 製造業規模別配置転換

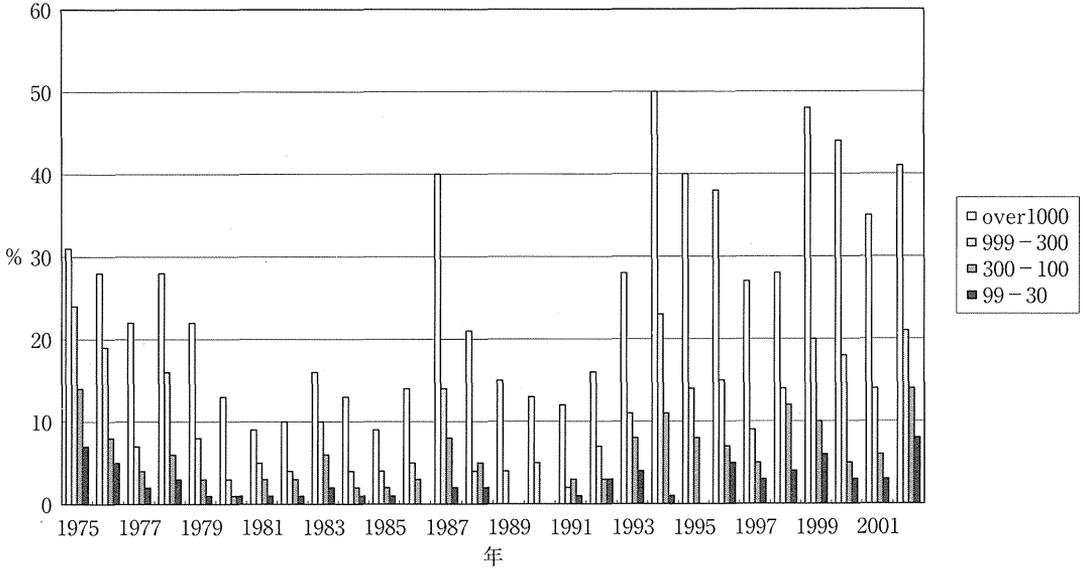
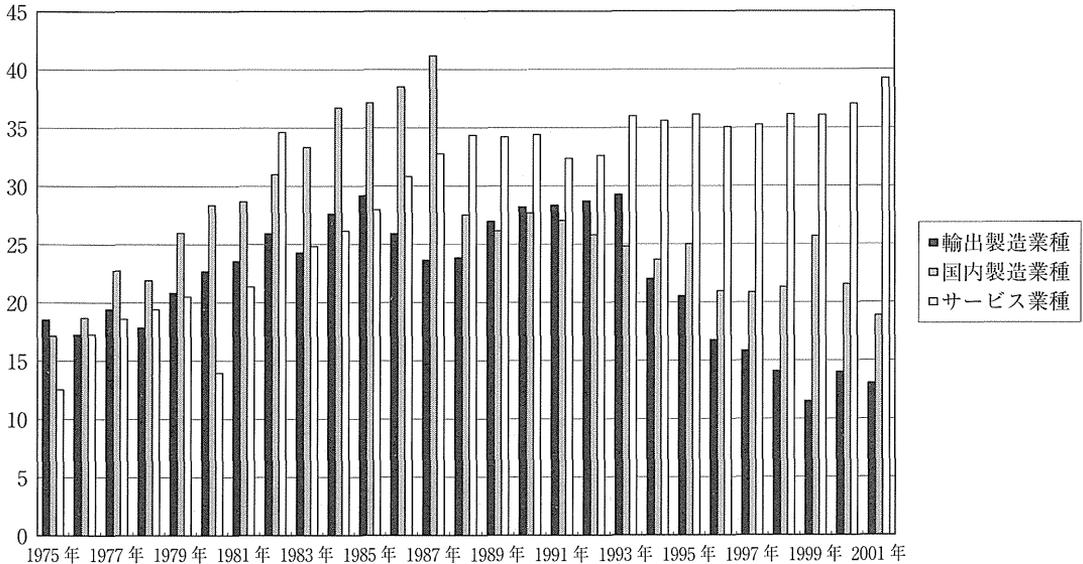


図 16 産業部門別の給与標準偏差



した、表5の部門別年収の分散と図16 産業部門別の給与の分散の推移から読み取れる。つまり、表5は賃金調整が輸出大企業を中心になされたことを、図16は不況の深刻化が輸出産業部門では賃金調整を強化させ、より市場的な国内サービス部門では賃金格差を拡大させたことを示している。

このような企業中心の賃金調整・雇用保障を反映して、70年代の後半に骨格が形成された政府の報償的雇用・所得保障政策も、企業・産業の活性化とそれに立脚した中高年

表 5 産業部門別・規模別所得上昇の分散 (1976-2001 average)

	輸出製造業部門	国内製造業部門	サービス部門
大企業	0.026	0.037	0.053
中小企業	0.031	0.039	0.048
零細企業	0.031	0.040	0.053
産業内	0.031	0.035	0.039

労働者の労働市場残留を奨励するものであった。具体的に制度化されたのは、(a) 企業の合理化・多角化と(特に中高齢者の)雇用拡大・職業訓練のための産業・労働政策、(b) 財政出動・公共投資による企業需要の喚起、そして(c) 中高齢者の労働市場残留を奨励するための社会保障改革であった。

企業の合理化・多角化と特に中高齢者の雇用拡大・職業訓練のための産業・労働政策は1976-78年にかけて整備・制度化され、定期的に改定されたが、80年代以降は、次第に重心を主要企業・産業の合理化から国内中小企業の育成・支援、および中高齢者の再雇用・再訓練と市場残留に移していた。更に、政府は中小企業支援のためにいわゆる景気刺激策を策定したが、これが前例となり、こうしたパターンが以降見られるようになる。典型的な刺激策は投資への減税、低利融資への補助、公共投資支出、低迷する産業の多角化と中小企業の近代化を支援するための産業政策、などといった内容を含む。加えて、経営者に対して雇用を維持し、労働者、特に高齢者の再訓練や再雇用を奨励する労働政策も含んでいる。実際、1978年までに政府は、大企業の生産の合理化と多角化、雇用の再配置と再訓練、そして中小企業には業務の近代化・転換と雇用の吸収を支援するために、産業政策と雇用政策の組み合わせを確立していた³⁹⁾。雇用調整政策は企業による、特に中高齢労働者の継続雇用、再訓練、新規採用を補助した。

しかしながら、政府の所得・雇用保障の最大の手段は、赤字財政による公共投資であった。実際、日本の建設産業は先進諸国の中でも最大規模であり、労働力の一割を雇用し、GDPの一割を生産していた。さらに、建設業界は膨大な数の中小企業により構成され、その中には製造業から転換したものも多いことは、特に不況製造業種や不況地域の研究で明らかにされている⁴⁰⁾。建設業は1974年以降、1997年までに着実に成長しており、景気動向によって大きく影響を受ける製造業とは対照的である。建設業は220万人の労働者と20万の企業を擁するまでになったが、その殆どが従業員5名以下の零細企業である⁴¹⁾。

39) Sekiguchi 1994; Uriu 1996. 1970年代後半以降、政府は5年毎に、不況に対する景気刺激策と連動する形で、上記の産業調整政策と雇用調整政策を更新し続けてきた。特に1978-79年、87-89年、92-93年、98-99年は、景気が落ち込んだ時期でもあった。

40) 湯浅 1982, 相田 1983, 山本 1989a, 1989b, 芹沢 1987a, 1989b, 川辺 1991, 溝田 1991.

41) 日刊建設通信 1980, 日本土木工業会 1989.

ところで、財政出動は公共事業だけではなく中小企業優遇の公的融資や税制措置、住宅金融公庫融資枠の拡大など企業支援策を中心としたが、このような財政出動が輸出産業と国内産業の妥協に立脚していることは、景気循環に伴う財政出動と財政再建・構造改革の往来から理解できる。即ち、特に90年代初頭の不況以来、景気後退に直面して政府は、積極的に財政出動を3期（1992年、1994-95年、1998-99年）にわたってしたが、詳細にみると政府は財政出動と財政再建・構造改革の間を往来したことに注目すべきであろう。このような往来の背景には、不況時には輸出大企業が国内中小企業と歩調を合わせて経済対策・景気刺激策を要求した。その一方で、景気回復とともに輸出大企業は率先して企業の税負担や社会保障負担を増加させない形での財政再建と福祉改革を主張し、ある程度国内中小企業の支持を得ることに成功した⁴²⁾。

例えば、1992年における2度の刺激策は、輸出産業と国内産業の妥協のもと、公共投資を中心に中小企業融資・税制優遇措置の拡大、住宅金融公庫融資枠拡大、雇用調整政策支出の増大等の一連の政策を含んでいた。但し、財政赤字に関する懸念から、アメリカやG7、OECDに促された大規模所得税減税は見送られた。同様の財政出動・景気刺激策は、1993年からの再度、景気後退に直面して、規模を拡大させて実現された。但し、この時は、将来の財政再建のための消費税引上げと安定的経済成長のための規制緩和を企画した計画を提案した。特に90年代の景気回復を前提に橋本内閣の下、消費税引上げの実施、財政構造改革、福祉改革が企画されたが、その直後の97-98年の深刻な経済危機のため、財政構造改革路線は転回し、再度、史上最大規模の財政出動がなされた。この時の政策も、大企業の要望に応えた大規模な法人税減税、4兆円の所得税減税（半分は一時的）、18兆円の財政支出、それと銀行部門危機政策への対応からなった。この景気対策もその内容は、1兆円規模の雇用対策と1兆円の中小企業貸し流し対策など規模の拡大を除くと、旧態依然とした公共投資中心のものであった。⁴³⁾

以上のような輸出産業と国内企業の妥協に基づく財政出動中心の報償的雇用・所得保障政策は、80年代以降の労働政策および福祉政策の趨勢を決定した。即ち、一方では政府の労働政策は、既述のように、企業に対して中高齢者の再訓練・雇用確保を補助するとともに、退職年齢の延長を求めた。定年の延長に関しては努力規定を経て、86年から漸く政府は60歳定年が企業の義務と規定し、1994年には65歳定年が（2013年までに）義務規定となった。他方で、政府は、年金改革でも、年金の支給年齢延長と高齢者の労働参加を奨励する改革が1989年以来の5年毎の年金改革で漸進的に実現された。即ち、年金給付年齢の60歳から65歳への引き上げは、89年には実現されなかったが、94年の年金

42) 1990年代の財政・税制改革に関しては、樋渡2001年を参照のこと。

43) 銀行部門危機に関しては、樋渡2004を参照のこと。

改革では基礎年金の支給年齢引上げ（2013年までに）導入が、1999年の年金改革で所得比例部分の引上げが決定され（2000年に成立）、厚生年金の所得比例部分の支給年齢も65歳（2025年）までに引上げることができた。また、政府は年金給付額を所得ではなくインフレ率にペッグし、更に、60歳から65歳までの高齢者は、所得に応じた部分年金の給付を受けられるようになったが、所得に対する納税義務と社会保障負担が生じた⁴⁴⁾。

以上のようにして、日本においては、賃金調整に対する報償的雇用・所得保障政策として財政出動を中心とした国内中小企業支援により、中高齢者の市場残存・参加を奨励する形で、90年代初頭の不況以降も展開した。特に注目すべきは、年金改革の方向性が基本的には中高齢者の市場参加・残留を奨励し、その市場退出を奨励したドイツと正反対の方向にむかったことである。しかし、いずれにしても、本稿の枠組（図6参照）が予想したように、賃金調整が制度化されている国では、賃金調整の主導的役割を担った輸出産業が、中央銀行が課す政策制約のもと、国内産業との妥協により報償的雇用・所得保障政策を形成し、ドイツ、スイス、日本では、そのような制度の枠内で90年代初頭不況への対応がなされたことが、ある程度裏付けられたと思われる。その結果、報償的雇用・所得保障制度に関しては、日本は、経営主導の賃金調整と中央銀行の財政政策制約が弱いことの結果、財政出動依存による中高齢者の市場残存・参加を奨励したのに対して、ドイツは労使妥協の賃金調整と中央銀行の財政政策制約が強いため、社会保障制度への中高齢者の退出を奨励し、スイスは、経営主導の賃金調整ながら中央銀行の財政政策制約が強いため、日本・ドイツの中間的な形態をとったことがわかる。

ところで、このような、ドイツ、スイス、日本の報償的雇用・所得保障政策制度は90年代の末以降、経済の長期停滞という内的挑戦を受けたため、各国政府は、本稿の枠組で予想される形（図5参照）で社会福祉ないしは財政構造の改革の着手することになる。この点について、最後に述べる。

4. デフレーション経済政策対応の転換——内的制度改革の課題

図5と図6で示されている、本稿の分析枠組では、不況への経済対応の経路がその後の財政構造・社会福祉改革の課題を規定するとした。その中でも、特にデフレーションの経済対応を制度化した国々では、財政構造・社会福祉改革の課題とは報償的雇用・所得保障政策の改革を意味するが、改革の契機は、国際市場の制約といった外因的ではなく、報償的政策の負担が企業投資や安定成長を阻害しはじめたという内因的なものになると予想

44) 清水 1988, 福岡 1999, 庭田 1999, 田中 2000, 小口, 八田 2000.

した。より具体的には、デシインフレ的金融政策により財政出動を抑制したドイツは、長期の経済停滞により社会保障制度、特に報償的雇用・所得保障制度の中核であった年金制度の企業負担が増大するにつれ年金改革が重要な政策課題になるものと予想される。これに対して、デシインフレ的金融政策と財政出動を採用したスイスは、長期経済停滞により報償的雇用・所得保障制度の中核であった年金制度と赤字財政による企業負担が増大するにつれ、年金改革と財政再建が重要な政策課題になるものと予想される。同様の論理で、財政出動を中心とした報償的雇用・所得保障制度に依存した日本は、長期の経済停滞により赤字財政の企業負担が増大するにつれ財政再建が最重要な政策課題となるはずであった。以上の点について簡単に検討する。

まず、ドイツの場合、90年代の後半から年金改革と税財政改革が試みられた。1998年の税制改革と2001年の年金改革は、いずれも96年後半の景気後退と失業増加に対処する形でなされたものであった⁴⁵⁾。ヘルムート・コール率いるキリスト教民主政権は、国内企業の負担を緩和するために年金・税制改革を提案した。財政再建4カ年計画の一環としてのドイツの所得税・法人税減税は、上述の70年代後半、80年代前半の財政再建と類似したパターンで、税制改革に関しては、政府は中小企業に対する課税の上限を25%に固定し、法人税の利益に対する課税を47%から45%に引き下げた。この措置により、実質的な法人税率は約37%となり、所得税も、高所得者と低所得者に関して引き下げられたが、その代わり、雇用政策支出を削減により財政赤字を300億マルク以下に抑える計画であった。

より政治的に問題になったのは、年金改革で、そこではキリスト教民主同盟と社会民主党の二大政党の妥協として、平均所得の伸び率にペッグした年金給付水準を保つため、補完的に民間の年金基金が導入された。この年金改革は、コール政権では実現されず、政権交代を経て、ゲアハルト・シュレーダーの赤緑連合政権により、長い交渉の末、成立した。同改革は、公的年金制度を削減し、政府の管理・補助の下、労働者が積み立て、民間が運営する確定拠出型の年金基金を新たに設置することで、将来的に安定的な年金給付を確保しようという試みであった⁴⁶⁾。その反面、シュレーダー首相は、労組の要求に応じ、退職年齢を65歳から、年金の給付を62歳から、早期退職者には年金支給額を減らす、といった1989年の年金改革を廃止し、退職年齢を60歳に引き下げた。つまり、企業の年金負担を軽減する目的で発案された年金・税財政改革は、特に年金改革では既得権

45) ドイツの記述に関しては、Schmäl 1993; Silvia 2002; Harlen 2002 の他に Lexis-Nexis の記事索引、特に Financial Times, Deutsche Presse-Argentin, Agence France Presse, Economist に依拠した。

46) 2001年の年金改革は、年金水準を所得の現在の70%から2030年までに64%まで削減し、拠出も2020年までに所得の20%以下にする予定である。

益の反対のため、中高齢者の市場復帰を促す手段にはなり得ず、むしろ政府の管理・補助による確定拠出型年金基金を新設することで、従前の年金水準を維持しようというものであった。

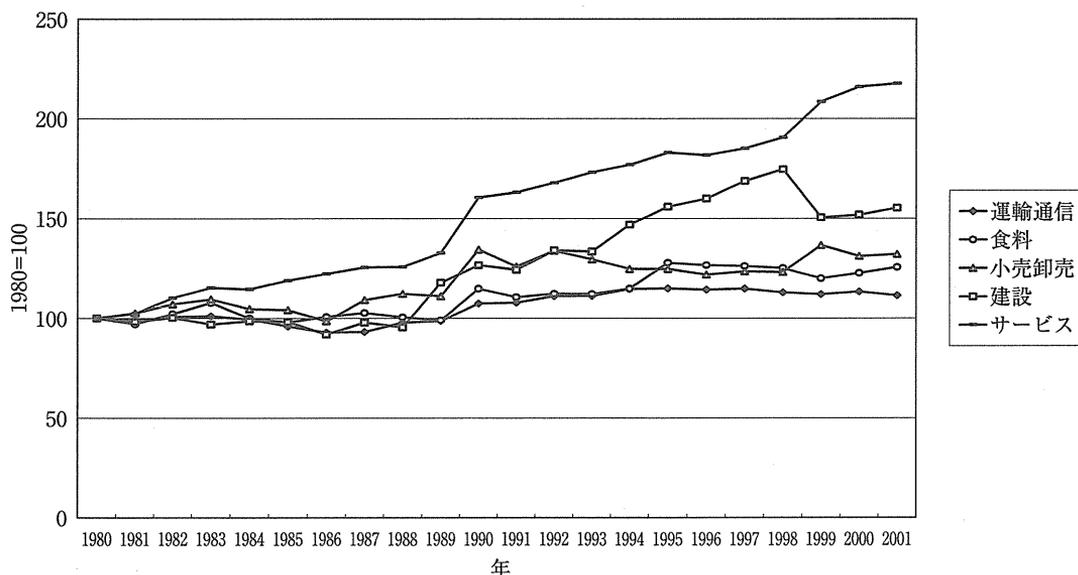
以上のようなドイツの動きと平行して、スイスでも財政再建と年金改革の動きが進展した。財政再建は、減税を伴わずに、もっぱら歳出削減に依拠して、既述のように90年代の半ばに企画されたが、数値目標を掲げた財政赤字の制限は、98年の国民投票により憲法修正条項となった。これにより、政府は2001年までに財政均衡を（税収入の2%以内）達成することを法的に義務付けられ、達成できなければ自動的に支出削減措置に服することになった。そのすぐ後、政府は社会保障、失業手当、軍・民事警察、スイス鉄道への補助金に関する支出を削減したが、これは州の国家予算に対する財政拠出額を引き上げることで収入を増加させる計画である。賃金に含まれる失業手当拠出も3%に引き上げられた。政治的には、上記の計画は社会保障制度保護の為に増税を支持する社会民主党と、増税に反対し国家支出の思い切った削減を主張する他の主要保守政党との間の妥協の産物であった。

但し、スイス航空救済措置の為、財政赤字制限目標は2001年に達成されなかった。その後の景気後退により、政府は財政の構造改革の為の新計画発表に踏みきった。2002年の終わりに、赤字が再び膨張すると、政府は05年施行予定の歳出削減計画の準備を発表した。1年後、国会は30億スイス・フランを超える前代未聞の歳出削減を承認した。社会民主党による増税の提言は、社会保障、教育と職業訓練、外交、交通整備プロジェクト——全て中道右派政党の支持する政策である——の更なる削減に取って代わられた。また、02年には、97年の失業手当を1%削減の国民投票否決を教訓に、失業手当支給期間短縮を可決した。

さらに、年金改革に関しては、景気停滞や財政赤字を受け、政府は2003年に年金政策の大幅な見直しを発表した。結果として、年金基金の最低償還利率が、2002年に4%から3.25%に削減されたばかりにもかかわらず、更に2.25%までの引下げが決定された。また、民間年金については、政府は定年退職年齢を65歳から67歳に引き上げ、年金支給額を最終賃金よりもインフレに連結させ、その財源として、現行7.6%の付加価値税率を2025年までに2.1%、そして2040年までに更に3.6%引き上げることを決めた。この年金改革法案は2005年半ばまでに、関係労働組合、使用者、保険会社などの利害調整を経て、議会に提出される予定である。

最後に、日本に関しては、周知のように、98年の財政構造改革路線の転換に始まり、99-2000年の大規模財政出動を最後に、2001年以降、再度の深刻な景気後退と銀行部門危機にもかかわらず、財政再建への模索が開始された。2001年以降の財政政策の不作為

図 17 雇用拡大産業。



と 2000 年および 2004 年の年金改革の特徴は、上記のドイツとスイスとの比較対照ではじめて明確になる。

小泉内閣は成立以降、一方においては内閣府の経済財政諮問会議を中心に財政再建を企画しつつ、他方で連立与党による財政出動要求を頑なに拒否してきた。実際に、連立与党三党は（自民、公明、保守）独自の財政出動案を策定したにもかかわらず、政府の方針をかえるに至らなかった。それどころか、連立与党の圧力を受けて小泉首相や塩川財務相が企画した投資減税も経済財政諮問会議と政府税調の反対を受けて頓挫した。小泉内閣が、従来と違い、財政出動への政策転換を図らなかった背景には、2001 年不況は銀行部門と不良債権業種—つまり不動産、建設、小売—に起因し、銀行部門バランスシートの健全性に対する国際的懸念を背景とした株価暴落によって深刻化した事情がある。即ち、この時期に銀行部門危機が再燃した背景には、過去の財政出動により国内産業、特に不良債権業種の業績改善により銀行部門危機を緩和する政策路線の破綻があり、しかもその結果、国内産業部門のうちで特に建設業界の雇用吸収能力が 1997 年以来、図 17 のように、消滅したことがある。財政出動による雇用・所得保障政策の中心的役割を果たした建設業界の停滞・縮小は、特に注目すべきことで、輸出・国内業界の相互依存を弱体化させ、景気刺激策を求める基盤も弱めた。

以上のように、90 年代の末以降、ドイツ、スイス、日本の賃金調整の報償としての雇用・所得保障制度は、それが景気の回復と経済の安定成長を阻害する要因とみなされるようになった。その結果、企業投資の促進のための租税・社会保障負担の軽減の一環と

して、雇用・所得保障の制度改革がドイツは年金制度を中心に、スイスは財政と年金制度、日本では財政再建を中心に一企画された。

III. 結 語

本稿は、90年代初頭に、経済の国際化のもと、先進諸国に波及した深刻な経済不況に直面して、多くの国がデフレーション的金融財政政策とその結果として財政構造改革や社会保障制度改革を余儀なくされたのに対して、80年代よりデフレーション的賃金調整と報償的雇用・所得保障制度を確立していたドイツ、スイス、日本は外因的制度改革を免れた反面、長期の経済停滞に見舞われ、結果的に、そこからの脱却のため90年代の末に至り内因的に財政構造改革や社会福祉制度改革に着手せざるを得なかったことを説明した。

以上の議論の含意は、先進諸国の経済政策対応とその結果としての国内の政策制度改革を分析する場合、(a) 経済危機の経済的（特に対外経済的）特徴と政府の危機回復経路の選択肢、(b) 政府に利用可能な制度的手段、そして (c) そのような政策手段を利用して政府が特定の危機回復経路をとったとして、それが国内財政・社会保障制度にもたらす課題、この三点の相互関係を検討する必要性と重要性を指摘した。

問題は、従来の先進諸国政治経済分析の主流的分析視角は、資本主義多様性論＝調整市場経済論とそれに先行する社民コーポラティズム論、あるいは新福祉国家論とそれに先行する福祉資本主義三類型論などに代表されるように、いずれも、上記、(b) の政府に利用可能な制度的手段の類型のみに着目し、そこから政策対応を導出しようとするため、政府の選択の可能性とその結果として政策課題の特定化を説明できない。その結果として、特定国の資本主義の型や福祉国家の型は経路依存的で、それぞれの類型の特徴には大きな変化はないという結論に至る。しかし、このような立論をすると、例えば、経済国際化のもとでの、不況対応の結果、どのような変化が起こっているのか、あるいは起こっている変化が各類型に同じように影響を与えているのか、などの問題を看過しがちである。その意味で、経路依存性を前提にした制度類型論は、経済的局面的変化への政治・政策的対応を分析するには問題がある。

本稿の場合、対象とした三国がいずれもデフレーション的制度的ため、実証分析の結論は、一見、政策制度には大きな構造的変革がないという、上記の政策制度類型論の結論を支持するようであるが、実際にはそのような継続性の理由が経路依存性とは異なる。経路依存性では制度が収益増や既得権益を惹起し、変革を困難にする。しかし、本稿で分析したドイツ、スイス、日本の政策制度が90年代の初頭の経済危機にあっても、大きな変

化をしなかったのは、制度の経路依存性ではなく、そもそもそのデスインフレ的制度の発達により、変革を迫られなかったと理解すべきである。現に新世紀に入って、これらの国々も制度変革を迫られている。

更に、本稿の分析枠組は、制度類型論では常に周縁のアウトライヤーとなりがちなスイスや日本を正面から分析できる。そもそも、現在の制度類型論は、一方の極に英米を理念型化した自由市場経済を、他方の極に北欧かドイツを念頭に置いていると言って良い。即ち、北欧は代表的な社民コーポラティズムで、社会主義福祉国家として、ドイツは大陸ヨーロッパを代表して調整市場経済や保守主義福祉国家として、典型的と目される。このような場合、スイスや日本はどの分類に入らないアウトライヤーか、ギャレットとウェイのように自由市場経済に分類される⁴⁷⁾。しかし、労組組織率や労使交渉の制度化に関しては、スイスと日本では異なるし、ましてやインフレ率や失業に関しては、両国は自由市場経済の特徴は見られない。

同様なことは、調整市場経済論でもいえる。通常、日本はドイツとともに調整市場経済とされるが、労組組織、労使交渉、中央銀行独立性、社会保障制度などの制度面での類似性はそれほどなく、経済政策や成果もデスインフレを除くと、財政出動や失業率などでは共通点が少ない。

特に、最近の研究動向としては、調整市場経済＝資本主義多様性論が問題にする生産制度（レジーム）の類型を福祉国家類型の経済財政的基礎と位置づけ、両レジームの連関を指摘、検証する研究が隆盛であるが⁴⁸⁾、その場合、生産レジームでの分類がアウトライヤーであったり自由市場経済であったりするスイスや日本は、福祉資本主義の類型では、自由主義的であったり、保守主義的であったり、ハイブリッドであったりする。このことは、スイスや日本の事例はむしろ生産レジーム類型論と福祉資本主義類型論の単純な対応関係に重大な疑義を呈する事例ということになる。

以上のような政策制度類型論の問題点を克服し、しかし、その成果を包括する方策として本稿は上記のような枠組を提案し、それが類型的には類似しているとされるドイツ、スイス、日本の経済危機への対応と財政社会保障改革の差異と類似性をよりの確に、かつ動態的に理解できるとした。

47) Garrett & Way 1995; Garrett & Way 2000.

48) Huber & Stephens 2001; Swank 2002.

付 録

1. 経済政策課題のデータ

経済政策課題のクラスター分析に使用したデータは付録表1の通りである。

- (1) 経済成長は景気後退の時期のみ。データの出典は OECD の Economic Outlook.
- (2) インフレ：OECD 20 カ国平均サンプルと特定年・特定国のインフレ率の差。出典は OECD, 前掲。
- (3) 失業率：特定国の平均より 1 標準偏差高い年のみ採用。出典は OECD, 前掲。
- (4) 投機：Leblang & Bernhard (2000) に従い、為替市場圧力指標は国の調整した為替レート平均の変化（アンカー通貨と比べた）に短期利率変化と、準備金の変化のマイナス（M2 で除した）を足して構成した。指標の背景にあるのは、政府の投機への対応として、(a) 為替レートの切り下げを許す、(b) 国内利率を切り上げる、そして・もしくは (c) 通貨準備金を使って海外為替市場に介入する、の 3 つためである（Leblang & Bernhard, 2002, 308-9 参照）。投機的攻撃とは、月間指標が平均を 2 標準偏差上回る期間を指す。データの出典は IMF の International Financial Statistics.
- (5) 銀行危機：世銀サーベイ（Caprio と Klingebiel (2002)）に従い、銀行部門危機に陥った年を 0.5、銀行問題が発生した年を 0.2 で計算した

2. 経済政策対応のデータ

経済政策課題のクラスター分析に使用したデータは付録表2の通りである。

- (1) 財政政策：循環調整済財政収支（1985年以降）とプライマリ収支（1980-85年）で財政赤字の年のみ計上。出典は OECD, 前掲。（但し、スイスは IMF Government Finance Statistics）。
- (2) 金融政策：短期金利の特定年の OECD 平均と特定国の差異。出典は IMF, International Financial Statistics.
- (3) 通貨安定化努力：しかし、為替変動よりも重要なのは、それを安定化させようとする政策努力である。この点を見るため、Hausman et al. (2000) に倣って、為替変動を対外準備変動（厳密には、対外準備/M2）で除した指標と、為替変動を市場利率変動で除し

付録表 1

	Recession					Inflation					80-84
	80-84	85-89	90-94	95-99	00-02	80-84	85-89	90-94	95-99	00-02	
Australia	-1.47	-0.36	-1.37	0.00	-0.27	-0.81	3.02	-0.70	0.22	1.50	0.64
New Zealand	-0.48	-1.42	-1.72	-0.63	-0.22	2.65	6.48	-1.20	-0.06	0.17	0.00
Austria	-0.93	-0.17	-0.37	-0.31	-0.93	-0.93	-0.17	-0.37	-0.31	-0.93	0.00
Belgium	-1.17	-0.09	-0.77	-0.25	-0.89	-2.43	-2.38	-0.86	-0.44	-0.24	2.10
Finland	-0.19	-0.01	-4.20	0.00	-0.98	-0.21	-0.02	0.02	-0.68	0.10	0.00
France	-0.57	-0.09	-0.99	-0.28	-0.37	1.41	-1.24	-1.06	-0.46	-0.64	0.00
Germany	-1.13	-0.08	-0.60	-0.37	-1.01	-5.29	-3.54	0.06	-0.64	-0.84	0.16
Ireland	-2.82	-1.80	-1.66	0.00	0.00	5.17	-1.10	-1.08	0.34	2.20	1.33
Italy	-0.71	0.00	-0.89	-0.23	-0.54	6.39	1.42	1.54	1.24	0.03	0.01
Netherlands	-1.63	-0.19	-0.38	-0.01	-1.03	-4.79	-4.10	-1.30	-0.06	1.30	2.31
Portugal	-2.04	-0.03	-1.75	0.00	-1.27	12.85	7.82	5.18	0.88	1.17	1.65
Spain	-1.31	-0.07	-1.56	-0.05	-0.22	3.79	2.08	1.86	1.06	0.83	0.45
Denmark	-1.05	-0.85	-0.87	0.00	-0.32	-0.33	-0.46	-1.66	0.38	0.10	2.16
Norway	-0.94	-1.22	-0.24	-0.24	-1.06	0.31	1.76	-1.04	0.40	-0.00	0.00
Sweden	-0.74	0.00	-2.30	-0.14	-0.34	0.45	0.90	2.22	-0.70	-0.37	0.00
Switzerland	-0.78	-0.16	-1.38	-0.44	-0.67	-5.41	-2.66	0.16	-0.98	-1.40	0.00
United Kingdom	-1.70	-0.01	-1.44	0.00	-0.21	-0.19	-0.06	1.26	0.94	-0.34	1.80
United States	-1.75	0.00	-0.93	-0.04	-1.03	-2.33	-1.22	-0.10	0.58	0.13	2.02
Canada	-1.37	-0.10	-1.95	-0.22	-0.20	-1.07	-0.50	-0.94	-0.14	-0.00	1.33
Japan	-0.05	0.00	-1.08	-1.51	-1.48	-5.89	-3.66	-1.74	-1.34	-3.24	0.00

た指標を用いる。前者は為替安定の外為市場介入、後者は為替安定のための金融政策発動を測っており、政府が外為市場介入や金融政策発動で為替レートを安定化させようとしている場合と両指標はゼロに近くなり、反対に、為替変動に外為市場介入や金融政策発動をしない場合、両指標は無限大までの数値をとり得る。出典はIMF、前掲。

(5) 中央銀行独立性：Cukierman 1998 による。

3. 雇用・所得保障政策制度のデータ

雇用・所得保障政策制度のクラスター分析に使用したデータは付録表3の通りである。

(1) 社会保障支出（ほとんどが老齢年金）、傷害保障支出（ほとんどが傷害年金）、積極的労働市場支出、失業保険支出の出典はOECD (2004), Social Expenditure database (SOCX), 1980-2001

(2) 公的部門雇用：出典：ILO, Public Sector Employment Database (PSEDB)

付録表 2

	Fiscal Policy (deficits)					Monetary Policy					Exchange 88-98	CBI
	80-84	85-89	90-94	95-99	00-02	80-84	85-89	90-94	95-99	00-02		
Australia	-1.70	0.96	-1.40	1.44	1.20	-0.29	4.78	-0.38	1.34	0.90	2.33	0.31
New Zealand		-1.26	-0.11	0.89	0.38	0.75	8.83	-0.31	2.72	1.49	3.50	0.27
Austria	-0.74	-0.56	-0.06	0.10	2.13	-3.23	-4.11	-0.94	-1.02	0.31	5.00	0.58
Belgium	-5.73	-0.75	1.11	3.05	3.83	-1.10	-3.13	-0.59	-0.84	0.31	5.00	0.19
Finland	0.68	1.82	-5.14	-0.46	5.14	-2.25	-1.75	-1.33	-0.58	0.31	3.75	0.27
France	-0.34	0.12	-0.84	0.26	1.34	1.81	-1.20	0.04	-0.51	0.31	3.00	0.28
Germany	-1.30	0.96	-0.34	0.24	0.74	-3.47	-4.83	-0.98	-1.23	-0.35	2.67	0.66
Ireland	-6.76	-0.32	2.46	3.30	2.21	2.70	0.90	0.34	0.86	0.31	3.00	0.39
Italy	-4.45	-3.53	0.87	4.67	4.05	7.07	3.18	2.68	2.16	-0.28	3.67	0.22
Netherlands	-2.99	-0.75	-0.07	2.27	2.56	-3.40	-3.90	-1.02	-1.18	0.31	5.00	0.42
Portugal	-1.30	0.56	0.78	0.22	-0.44	2.77	5.02	5.21	1.17	0.31	4.17	0.21
Spain	-2.81	-0.71	-0.23	1.61	3.58	3.29	2.90	2.58	0.75	0.31	4.33	0.21
Denmark	-5.26	4.02	-0.76	0.92	1.82	3.20	-0.06	1.19	-0.35	-0.04	5.00	0.47
Norway	1.91	-0.29	-6.19	-0.05	7.70	1.02	3.49	1.03	0.78	2.78	4.33	0.14
Sweden	-2.75	3.79	-4.51	0.67	4.63	1.03	1.30	3.24	0.63	-0.73	4.00	0.27
Switzerland	0.15	0.68	-0.61	-0.51	0.49	-9.11	-6.02	-2.32	-3.02	-2.41	4.00	0.68
United Kingdom	-0.37	1.63	-3.05	0.23	2.60	0.50	1.62	0.51	1.56	0.64	2.67	0.31
United States	-1.18	-0.94	-1.14	2.32	1.57	0.81	-1.98	-3.88	0.73	-0.34	3.17	0.51
Canada	-2.17	-1.83	-2.65	3.71	4.90	1.80	-0.05	-1.14	0.17	-0.24	3.67	0.46
Japan	-0.63	3.77	2.09	-2.67	-4.29	-3.89	-5.00	-3.88	-4.13	-4.21	1.33	0.16

BONOLI, Giuliano (2000) *The Politics of Pension Reform: Institutions and Policy Change in Western Europe* (Cambridge: Cambridge University Press).

— & André Mach (2000) “Switzerland: Adjustment Policies within Institutional Constraints,” in Fritz W. Sharp & Vivien A. Schmidt (eds.), *Welfare and Work in the Open Economy, Vol. 2: Diverse Responses to Common Challenges* (Oxford: Oxford University Press), 131-174.

CALMFORS, Lars & John Driffill (1988) “Bargaining Structure, Corporatism and Macroeconomic Performance,” *Economic Policy*, 6, 14-61.

CAPRIO, Gerard and Daniela Klingebiel (2002) “Episodes of Systematic and Borderline Banking Crises,” in Daniela Klingebiel and Luc Leaven eds., *Managing the Real and Fiscal Effects of Banking Crises, World Bank Discussion Paper*, 428 (Washington D.C.: The World Bank), 31-49.

CLARK, William Robert & Mark Hallerberg (2000) “Mobile Capital, Domestic Institutions, and Electoral Induced Monetary and Fiscal Policy,” *American Political Science Review*, 94-2, 323-346.

CORBETT, Jenny (2000) “Japan’s Banking Crisis in International Perspective,” in Masahiko Aoki and Gary R. Saxonhouse (eds.), *Finance, Governance, and Competitiveness in Japan* (Oxford: Oxford University Press), 139-75.

CUKIERMAN, Alex (1998) *Central Bank Strategy, Credibility, and Independence* (Cambridge Mass: MIT Press).

— & Francesco Lippi (1999) “Central Bank Independence, Centralization of Wage Bargaining, Inflation and Unemployment: Theory and Some Evidence,” *European Economic Review*, 43, 1395-1434.

CUSACK, Thomas R. (2001) “Partisanship in the Setting and Coordination of Fiscal and Monetary

- Policies," *European Journal of Political Research*, 40, 93-115.
- DYSON, Kenneth & Kevin Featherstone (1999) *The Road to Maastricht: Negotiating Economic and Monetary Union* (Oxford: Oxford University Press).
- EBBINGHAUS, Bernhard & Hassel, Anke (2000) "Striking Deals: Concertation in the Reform of Continental European Welfare States," *Journal of European Public Policy*, 7-1, 44-62.
- EICHENGREEN, Barry, Andrew K. Rose & Chares Wyposz (1995) "Exchange Rate Mayhem: The Antecedents and Aftermath of Speculative Attacks," *Economic Policy*, 21, 251-312.
- (1996) "Speculative Attacks on Pegged Exchange Rates: an Empirical Exploration with Special Reference to the European Monetary System," in Matthew B. Canzoneri & Wilfred J. Ethier (eds.), *The New Transatlantic Economy* (Cambridge: Cambridge University Press), 191-228.
- Esping-Andersen, Gøsta (1990) *Three Worlds of Welfare Capitalism* (Princeton: Princeton University Press).
- ESSER, Josef (1986) "State, Business and Trade Unions in West Germany after the 'Political Wende,'" *West European Politics* 9-2, 198-214.
- GARRETT, Geoffrey (1998a) *Partisan Politics in the Global Economy* (Cambridge: Cambridge University Press).
- (1998b) "Global Markets and National Politics: Collision Course or Virtuous Circle," *International Organization*, 52-4, 787-824.
- & Christopher Way (1995) "The Sectoral Composition of Trade Unions, Corporatism, and Economic Performance," in B. Eichengreen, J. Frieden & J. von Hagen (eds.), *Monetary and Fiscal Policy in an Integrated Europe* (Berlin: Springer), 38-61.
- (2000) "Public Sector Unions, Corporatism, and Wage Determination," in Torben Iversen, Jonas Pontusson & David Soskice (eds.), *Unions, Employers, and Central Banks: Macroeconomic Coordination and Institutional Change in Social Market Economies* (Cambridge: Cambridge University Press), 267-291.
- HALL, Peter A & Robert J. Franzese, Jr. (1998), "Mixed Signals: Central Bank Independence, Wage Bargaining and the EMU," *International Organization*, 52-3, 505-536.
- HARLEN, Christine Margerum (2002) "Schroder's Economic Reforms; The End of Reformstau?" *German Politics*, 11-1, 61-80.
- HASSEL, Anke & Thorsten Schulten (1998) "Globalization and the Future of Central Collective Bargaining: The Example of the German Metal Industry," *Economy and Society*, 27-4 (November), 486-522.
- HAUSMANN, Ricardo, Ugo Panizza & Ernesto Stein (2000) "Why Do Countries Float the Way they Float?" IADB (*Inter-American Developmental Bank*) *Working Paper*, 418.
- HEMERIJCK, Anton, Philp Manrow & Kees van Kersbergen (2000) "Welfare without Work? Divergent Experiences of Reform in Germany and the Netherlands," in Stein Kuhnle (ed.), *Survival of the Welfare State* (London: Routledge), 106-126.
- HIGGINS, Mathew & Carol Osler. 1997. "Asset Market Hangovers and Economic Growth: The OECD During 1984-93," *Oxford Review of Economic Policy*, 13:3, 110-34.
- HUBER, Evelyne & John D. Stephens (2001) *Development and Crisis of the Welfare State: Parties and Policies in Global Markets* (Chicago: Chicago University Press).
- IVERSEN, Torben (1996) "Power, Flexibility, and the Breakdown of Centralized Wage Bargaining," *Comparative Politics*, 27-4, 399-436.
- & Anne Wren (1998) "Equality, Employment, and Budgetary Restraint: The Trilemma of the Service Economy," *World Politics*, 50-4, 507-546.
- JACOBS, Klaus, Martin Kohli & Martin Rein (1997) "Germany: The Diversity of Pathways," in Martin Kohli, Martin Rein, Anne-Marie Guillemard & Harman van Gunstern, eds., *Time for Retirement: Comparative Studies of Early Exit from the Labor Force* (Cambridge: Cambridge University Press), 181-221.

付録表 3

	PUBLIC SOCIAL EXPENDITURE		INCAPACITY-RELATED	
	AVE 80-90	AVE 91-01	AVE 80-90	AVE 91-01
Australia	12.76	17.24	1.17	2.18
New Zealand	18.82	19.92	1.78	2.91
Austria	23.55	26.03	2.08	2.46
Belgium	26.09	27.99	3.56	3.41
Finland	22.02	29.39	3.86	4.75
France	24.53	28.79	2.79	2.28
Germany	23.43	27.05	1.90	2.20
Ireland	19.06	17.42	2.44	1.75
Italy	21.06	24.00	2.24	2.39
Netherlands	27.68	24.98	6.52	5.23
Portugal	11.75	18.33	2.32	2.59
Spain	17.78	20.89	2.52	2.50
Denmark	28.84	30.83	3.57	3.63
Norway	22.18	25.37	4.10	4.86
Sweden	29.93	32.20	5.01	4.94
Switzerland	15.27	24.13	2.29	3.21
United Kingdom	19.96	22.29	1.49	2.61
United States	13.34	14.90	1.03	1.14
Canada	16.86	19.34	0.93	1.00
Japan	11.04	13.84	0.59	0.63

- KAMINSKI, Graciela L & Carmen M. Reinhart (1999) "The Twin Crises: The Causing of Banking and Balance-of-Payments Problems," *American Economic Review*, 89-3, 473-500.
- KATZENSTEIN, Peter J. (1983) "The Small European States in the International Economy: Economic Dependence and Corporatist Politics," in John Gerald Ruggie (ed.), *The Antinomies of Interdependence: National Welfare and the International Division of Labor* (New York: Columbia University Press), 91-130.
- (1985) *Small States in World Markets: Industrial Policy in Europe* (Ithaca: Cornell University Press).
- LAWSON, Roger (2000) "Germany: Maintaining the Middle Way," in Giuliano Bonoli, Vic George & Peter Taylor Gooby (eds.), *European Welfare States: Towards a Theory of Retrenchment* (Cambridge: Polity Press), 31-50.
- LEBLANG, David & William Bernhard (2000) "The Politics of Speculative Attacks in Industrialized Democracies," *International Organization*, 54-2, 291-324
- MANOW, Philip & Eric Seils (1998) "The Employment Crisis of the German Welfare State," in Ferrera & Martin Rhodes, eds., *Recasting European Welfare States*, (London: Frank Cass), 137-160.
- (2000) "Adjusting Badly: The German Welfare State, Structural Change, and the Open Economy," in Fritz W. Sharpf & Vivien Schmidt eds., *Welfare and Work in the Open Economy, Vol. 2: Diverse Responses to Common Challenges* (Oxford: Oxford University Press), 264-307.
- MARKOVITS, Andrei S & Christopher S. Allen (1984) "Trade Unions and the Economic Crisis: The West German Case," in Peter Gourevitch et al. *Unions and Economic Crisis: Britain, West Germany, and Sweden* (London: George Allen & Unwin), 89-188.
- MCDERMOTT, John C. & Robert F. Wescott (1996) "An Empirical Analysis of Fiscal Adjustments," *IMF Staff Papers*, 43-4, 725-753.

ACTIVE LABOUR MARKET		UNEMPLOYMENT		PUBLIC EMP.
AVE 80-90	AVE 91-01	AVE 80-90	AVE 91-01	AVE
0.31	0.57	1.08	1.34	23.66
0.80	0.72	0.99	1.46	19.18
0.19	0.41	0.56	1.00	
0.71	1.29	3.11	2.61	31.51
0.97	1.44	1.09	3.15	29.58
0.76	1.25	2.09	1.83	
0.55	1.31	0.90	1.48	18.09
1.45	1.25	3.04	2.11	22.34
0.02	0.34	1.06	0.90	16.67
0.88	1.31	3.02	2.31	25.56
0.20	0.73	0.28	0.82	
0.48	0.64	2.32	2.14	16.96
0.92	1.64	4.53	4.05	38.00
0.50	1.01	0.62	0.90	37.55
1.64	2.15	0.75	1.93	38.78
0.15	0.49	0.19	0.93	17.24
0.69	0.43	1.35	0.73	20.19
0.18	0.19	0.56	0.38	16.16
0.45	0.52	1.78	1.35	22.19
0.03	0.29	0.38	0.41	8.69

- MCNAMARA, Kathleen R. (1998) *The Currency of Ideas: Monetary Politics in the European Union* (Ithaca: Cornell University Press).
- MORAVCSIK, Andrew (1998) *The Choice for Europe: Social Purpose and State Power from Messina to Maastricht* (Ithaca: Cornell University Press).
- OATLY, Thomas H. (1997) *Monetary Politics: Exchange Rate Cooperation in the European Union* (Ann Arbor: The University of Michigan Press).
- OECD (1997) *Employment Outlook*, July 1997 (Paris: Author)
- PIERSON, Paul (1999) "Irresistible Forces, Immovable Objects: Post-Industrial Welfare States Confront Permanent Austerity," *Journal of European Public Policy*, 48-2, 539-560
- (2001) "Coping with Permanent Austerity: Welfare State Restructuring in Affluent Democracies," in Paul Pierson (eds.), *The New Politics of the Welfare State* (Oxford: Oxford University Press), 410-456
- SADOWSKI, Dieter, Martin Schneider & Karin Wagner (1994) "The Impact of European Integration and German Unification on Industrial Relation in Germany," *British Journal of Industrial Relations* 32-4 : 523-537
- SALLY, Razeen & Douglas Webber (1994) "The German Solidarity Pact: A Case Study in the Politics of the Unified Germany," *German Politics* 3-1 (April), 18-46.
- SCHARPF, Fritz W (1991) *Crisis and Choice in European Social Democracy* (Ithaca, NY; Cornell University Press).
- (2000) "Economic Changes, Vulnerabilities, and Institutional Capabilities," in Fritz W. Scharpf & Vivien A. Schmidt (eds.) *Welfare and Work in the Open Economy: Volume 1. From Vulnerability to Competitiveness* (Oxford: Oxford University Press), 21-124
- Schmal, Winifried (1993) "The '1992 Reform' of Public Pensions in Germany: Main Elements and

- Some Effects,” *Journal of European Social Policy*, 3-1, 39-51.
- SCHMIDT, Manfred G. (1982) “Does Corporatism Matter? Economic Crisis, Politics and Rates of Unemployment in Capitalist Democracies in the 1970s,” in Gerhard Lehbruch & Philip C. Schmitter (eds.), *Patterns of Corporatist Policy Making* (London: Sage Publications), 237-258
- (1988) “The Politics of Labor Market Policy,” in F. G. Castles, F. Lehner & M. G. Schmidt, *Managing Mixed Economies* (Berlin: Water de Gruyter), 4-53
- SEKIGUCHI, Suelo (1994) “An Overview of Adjustment Assistance in Japan,” in Hong W. Tan and Haruo Shimada, *Troubled Industries in the United States and Japan* (London: Macmillan Press), 123-160.
- SILVIA, Steven J. (2002) “The Fall and Rise of Unemployment in Germany: Is the Red-Green Government Responsible?,” *German Politics*, 11-1, 1-22.
- SWANK, Duane (2002) *Global Capital, Political Institutions, and Policy Change in Developed Welfare States* (Cambridge: Cambridge University Press).
- SWENSON, Peter (1991) “Bringing Capital Back In, or Social Democracy Reconsidered: Employer Power, Cross-Class Alliances, and Centralization of Industrial Relations in Denmark and Sweden,” *World Politics*, 43-4, 512-544.
- TALANI, Leila Simona (2000) *Betting For and Against EMU: Who Wins and Who Loses in Italy and in the UK from the Process of European Monetary Integration* (Aldershot: Ashgate).
- THELEN, Kathleen A. (1991) *Union of Parts: Labor Politics in Postwar Germany* (Ithaca: Cornell University Press)
- TURNER, Lowell (1998) *Fighting for Partnership: Labor and Politics in Unified Germany* (Ithaca: Cornell University Press).
- URIU, Robert M (1996) *Troubled Industries* (Ithaca: Cornell University Press).
- WALSH, James I. (2000) *European Monetary Integration & Domestic Politics: Britain, France, and Italy* (London: Lynne Rienner Publishers).
- WEBBER, Douglas (1992) “Kohl’s Wendepolitik After a Decade,” *German Politics* 1-2, 149-180.
- 相田利雄 (1983) 「日本造船業の動向と雇用問題」(『社会政策学会報告集』27), 41-61 頁。
- 大原社会問題研究所編『日本労働年鑑』(労働旬報社, 各年)。
- 川辺平八郎 (1991) 「鉄鋼産業」(牧野富雄編『日本の労使関係の変貌』大月書店), 20-43 頁。
- 小口登良, 八田達夫 (2000) 「1999 年政府年金改革案の評価」(『日本経済研究』40), 1-18 頁。
- 清水英彦 (1998) 「1980 年代以降の我が国の年金制度改革」(『早稲田政治経済学雑誌』333), 187-214 頁。
- 芹沢寿良 (1987a) 「鉄鋼業における労使関係の新局面 (上)」(『高知短期大学社会科学論集』54), 167-203 頁。
- (1987b) 「鉄鋼業における労使関係の新局面 (下)」(『高知短期大学社会科学論集』55), 93-136 頁。
- 田中きよむ (2000) 「年金制度改革をめぐる諸論点の検討—1999 年改革案を中心に—」(『高知論叢』67), 1-30 頁。
- 日刊建設通信 (1980) 『建設業は今』(日刊建設通信)。
- 日本土木工業会編 (1989) 『土木協 40 年の歩み』(日本土木工業会)。
- 庭田範秋 (1999) 「年金改正の理念と課題—その現実と将来を視野にして—」(『季刊年金と雇用』18-3), 4-12 頁。
- 樋渡展洋 (2001) 「長期経済停滞化の財政出動と改革」(『社会科学研究』53-2), 133-171 頁。
- (2004) 「経済政策の国際・国内連繋と銀行部門危機処理の政策経路」(『レヴァイアサン』34 号, 53-90 頁)。
- 福岡道生 (1999) 「年金改革—その理念と現実」(『季刊年金と雇用』18-3) 13-18 頁。
- 溝田誠吾 (1991) 「鉄鋼業の構造改革」(三輪芳朗編『現代日本の産業構造』日本評論社), 173-203 頁。
- 山本潔 (1989a) 「造船業における就業者の帰趨 (一)」(『社会学研究』41-3), 219-257 頁。
- (1989b) 「造船業における就業者の帰趨 (二)」(『社会学研究』41-4), 227-271 頁。
- 湯浅良雄 (1982) 「構造不況地域における離職者の動向と雇用問題」(『立命館経済学』30-6), 189-240 頁。